
黒潮町男女共同参画計画

～ ささえあい みんなが輝く 黒潮のまち ～

平成27年3月
高知県 黒潮町

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画について	3
1. 男女共同参画社会とは	3
2. 男女共同参画社会の目指すもの	3
【3】計画策定の社会的背景	4
1. 国際的な動向	4
2. 国内の動向	5
3. 高知県の動向	5
【4】計画の概要	6
1. 計画の位置付け	6
2. 計画の期間	7
3. 計画の策定方法	7
第2章 本町を取り巻く現状	8
【1】人口等の状況	8
1. 人口・世帯数の動き	8
2. 人口動態	9
3. 年齢別人口構成	9
4. 世帯構成の状況	10
【2】婚姻や就労等の状況	11
1. 婚姻件数等の推移	11
2. 年齢別就業率	12
3. 所得等の状況	13
4. 生活保護世帯数の推移	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
【1】基本理念と基本目標	15
1. 基本理念	15
2. 基本目標	15
【2】男女共同参画施策の体系	16
第4章 具体的な取り組み内容	17
【基本目標1】ともに認め合うまちづくり	17
【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	17
【2】学びの場における男女共同参画の推進	22

【基本目標2】ともにいきいきと活躍できるまちづくり	25
【1】政策方針決定過程における男女共同参画の推進	25
【2】働く場における男女共同参画の推進	27
【3】男女の仕事と家庭の両立支援	32
【4】地域社会における男女共同参画の推進	36
【基本目標3】ともに安心して暮らせるまちづくり	40
【1】生涯を通じた男女の健康づくり	40
【2】男女がともに支え合う福祉環境づくり	42
【3】あらゆる暴力と虐待の根絶	45
第5章 計画の推進にあたって	49
1. 庁内関係部署・関係機関等との連携	49
2. 町職員の男女共同参画に関する理解の促進	49
3. 地域住民・団体等との連携	49
4. 計画の進行管理	49
資料編	50
1. 男女共同参画社会基本法	50
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	54
3. 高知県男女共同参画社会づくり条例	66
4. 黒潮町人権尊重のまちづくり条例	71
5. 黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	74
6. 黒潮町男女共同参画計画策定委員会委員名簿	75

第1章 計画の概要

【1】計画策定の趣旨

近年、わが国では、急速な少子高齢化や人口減少が進行しています。その主な要因として、晩婚化や晩産化、未婚化の進行などがあげられますが、それらに加え、仕事と家庭あるいは子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではないなど、社会環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。これらは、将来的に豊かで活力ある社会、経済の維持や安定した社会保障制度の運営等に、今後、大きな影響を及ぼしていく可能性があります、危惧されています。

また、社会の慣習や慣行・しきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、男性・女性に対する偏った意識、いわゆる「性別役割分担意識」が依然として根強く残っており、解決すべき課題は山積しています。

一方、日本国憲法では「個人の尊重」を掲げ、全ての国民が法の下に平等であることを保障しています。平成11年に施行された男女共同参画社会基本法は、その考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げています。

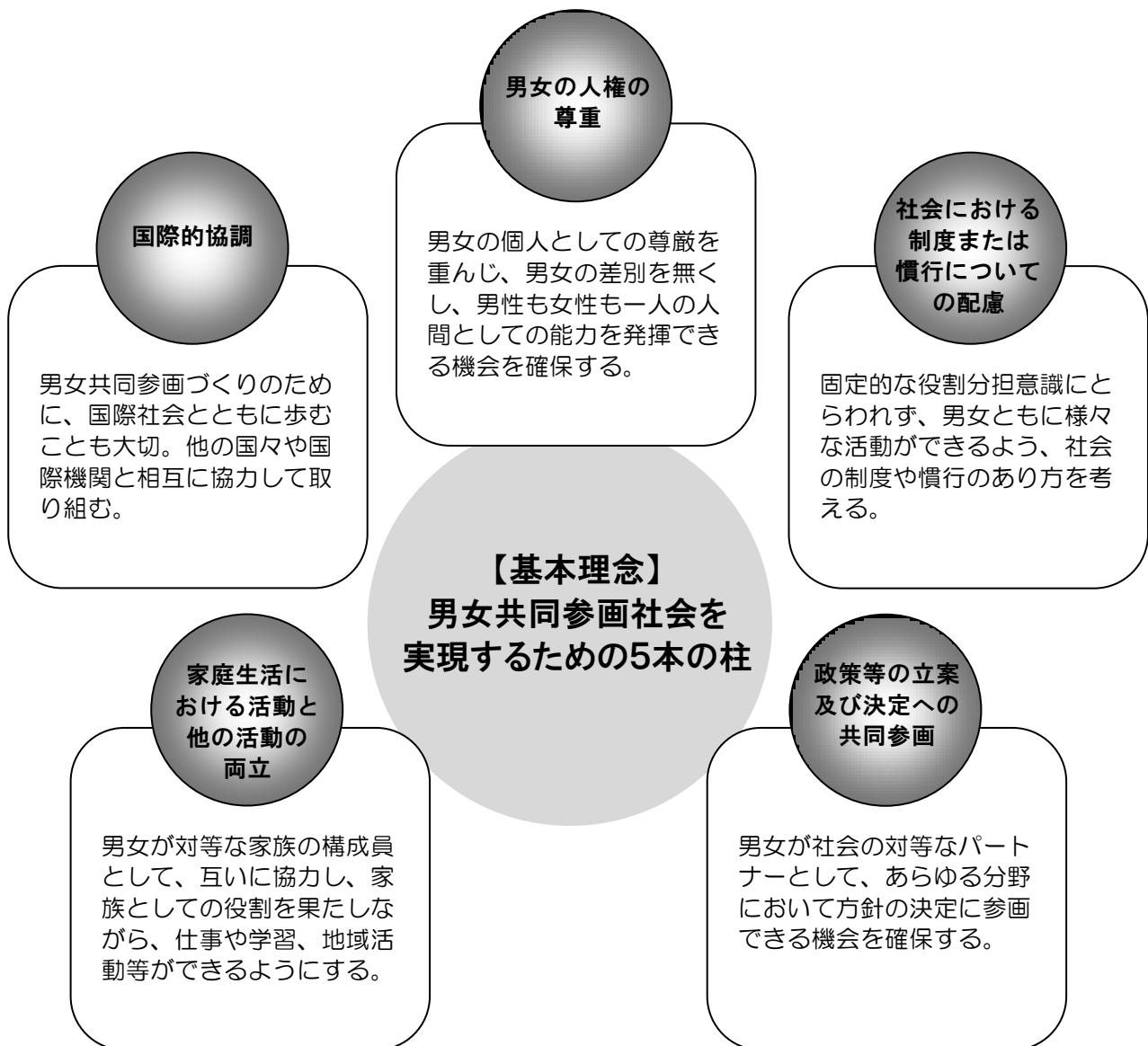
◆男女共同参画社会基本法の5つの基本理念◆

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度または慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

豊かで活力ある社会、人々が将来に夢を持つ社会の形成のために、男性も女性もお互いにその人権を尊重しながら、家庭における子育て・介護をはじめ地域社会の課題の解決などを、全ての人が性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが責任を担い、その個性や能力を十分に発揮していくことができる社会づくりが必要です。

黒潮町男女共同参画計画（以下「本計画」と表記）は、この考え方にに基づき、男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とし、そのための総合的な取り組み指針を取りまとめたものです。

◆男女共同参画社会基本法の基本理念◆



【国・地方公共団体及び国民の役割】

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。 ●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。	●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 ●地域の特性を生かした施策の展開。	●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

【2】男女共同参画について

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。

2. 男女共同参画社会の目指すもの

◆男女共同参画社会のイメージ図◆

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

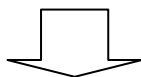
- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上する。
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮できる。

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人が、お互いに尊重し、協力することによって、家族のパートナーシップが強化される。
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことにより、男女がともに子育てや教育に参加できる。

地域力の向上

- 男女がともに、主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化される。
- 地域の活性化、暮らしの改善をはじめ、子どもが伸びやかに育つ環境が実現される。



一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿って展開でき、男女がともに夢や希望を実現

【3】計画策定の社会的背景

1. 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取り組みは、国際連合を中心として推進され、昭和47年（1972年）の国連総会では、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

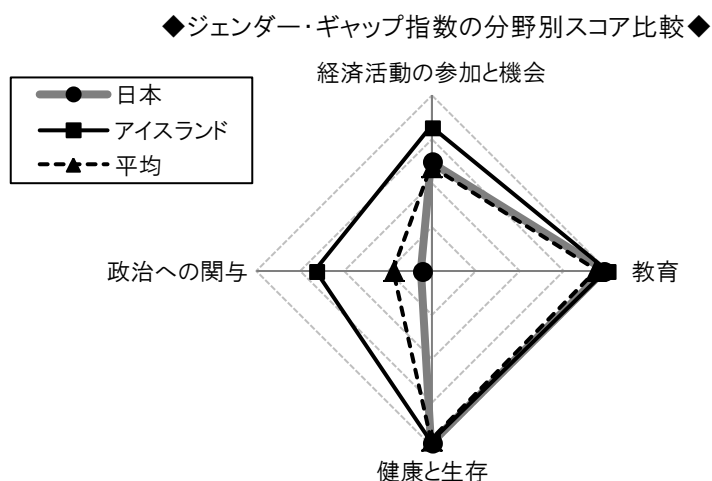
同年には、第1回世界女性会議において、「世界行動計画」が採択され、各国がとるべき措置のガイドラインとして位置付けられました。そして、翌年からの10年間が「国連婦人の十年」と宣言されました。

さらに、昭和54年（1979年）の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

女性の地位向上を目指した国際的な取り組みは、現在も継続して積極的に進められています。

しかし一方では、世界経済フォーラムが平成26年（2014年）に発表した、世界各国の男女格差を図る指標である「ジェンダー・ギャップ指数^注」では、日本は142か国中104位という結果でした。前年度の105位から大きな変動無く、OECD諸国の中でも非常に低い順位です。このレポートによると、アイスランド（1位）やフィンランド（2位）など、特に北欧地域が上位を占めています。

わが国がこのような低水準にある理由としては、特に「政治や経済」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。



	経済活動の 参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
日本(104 位)	0.6182	0.9781	0.9791	0.0583	0.6584
アイスランド(1位)	0.8169	1.0000	0.9654	0.6554	0.8594
142 か国平均	0.5926	0.9364	0.9596	0.2164	0.7170

注：スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比をもとに算出する。

2. 国内の動向

わが国においては、昭和 60 年の「女子差別撤廃条約の批准」を契機に、法や制度の整備が進められ、国は平成 11 年の男女共同参画社会基本法施行後、基本計画に基づく取り組みを行ってきたものの、男女共同参画が十分には進んでいない反省と社会環境の変化を踏まえ、実効性のある男女共同参画推進のアクション・プランとすることを目指して、平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、社会経済情勢の変化等に対応するために、次の 7 つの項目が「施策の基本的方向」として新設・更新されました。また、成果指標を充実させるとともに、指導的地位に女性が占める割合を、将来 30% とする目標に向けた取り組みの推進や、女性の活躍による経済社会の活性化などを強調した枠組みとなっています。

◆第 3 次男女共同参画基本計画の 7 つの施策の基本的方向◆

1. 男性、子どもにとっての男女共同参画(第 3 分野)
2. 男女の仕事と生活の調和(第 5 分野)
3. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援(第 7 分野)
4. 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備(第 8 分野)
5. 科学技術・学術分野における男女共同参画(第 12 分野)
6. 地域・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進(第 14 分野)
7. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献(第 15 分野)

3. 高知県の動向

高知県では、国の動きを踏まえて、平成 13 年に「こうち男女共同参画プラン」を策定し、平成 15 年には「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定して、社会の幅広い分野にわたる様々な取り組みを進めてきました。

高知県の男女共同参画に係る基本計画である「こうち男女共同参画プラン」は、平成 17 年 3 月の改定後、平成 23 年 3 月にさらに見直し・改定され、平成 27 年度までの計画を推進しています。この中では、男女共同参画を進める上で基本となる意識改革と社会制度・慣行の見直しなどに、より一層積極的に取り組むとともに、地域の高齢化や様々な福祉面での問題点、南海トラフ地震への対応といった防災面の課題に対しても、男女共同参画の視点から取り組んでいくこととしています。

また、平成 24 年 3 月に改定した「第 2 次高知県 DV 被害者支援計画」により、女性に対する暴力の根絶を目指す取り組みを、より一層強化しています。

◆こうち男女共同参画プランの 6 つの基本理念◆

1. 男女の人権尊重
2. 社会の諸制度や慣行についての配慮
3. 意思の形成及び決定過程への共同参画
4. 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立
5. 男女が生涯にわたる健康への配慮
6. 国際社会の取り組みとの協調

【4】計画の概要

1. 計画の位置付け

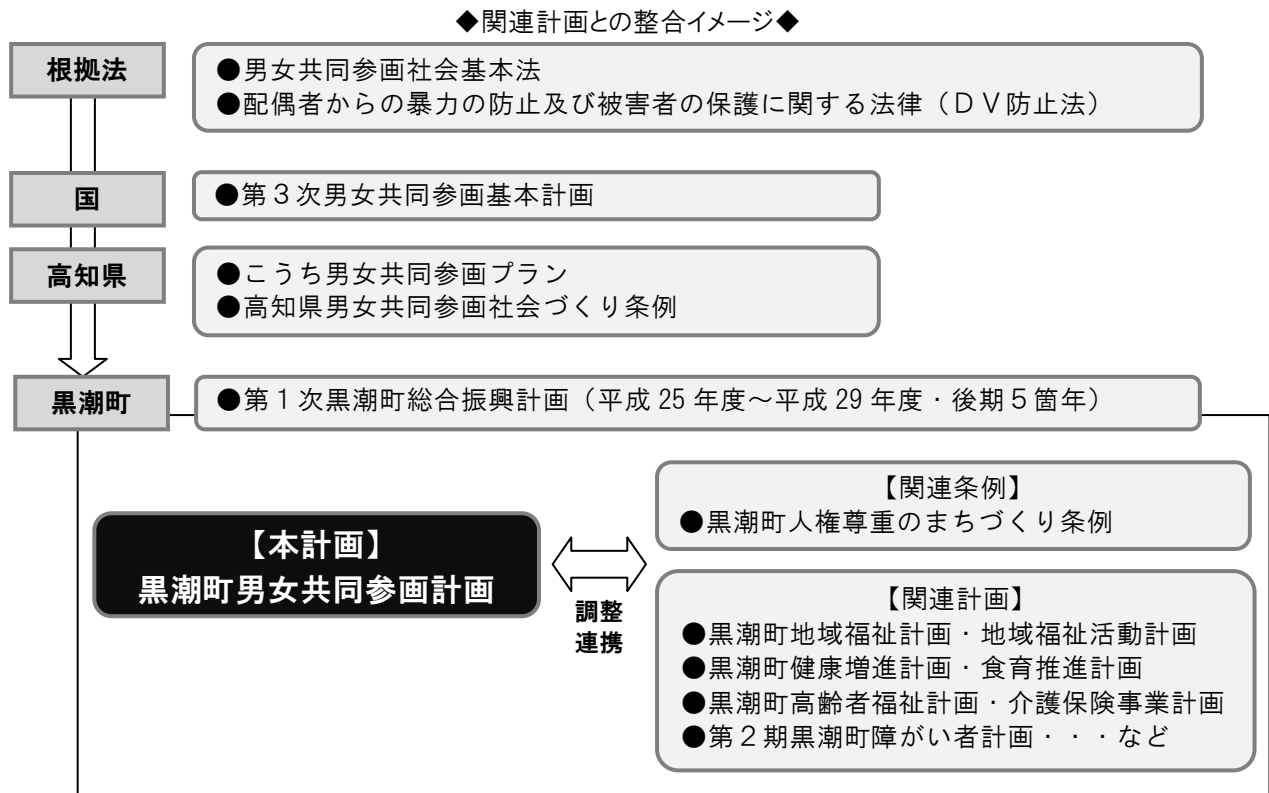
男女共同参画とは、男性も女性も、それぞれの有する資質や能力を十分に発揮することができる社会、一人ひとりが納得のいく生き方を自身で選択できる社会の形成を目指すものです。画一的に男女の違いを排除するものではなく、女性の社会参画を促進することだけを目的とするものでもありません。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画（市町村男女共同参画計画）であり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業等を示すものです。

また、生命と人権に関わる項目や女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」と表記）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。DV防止法に基づく基本計画の策定は、各市町村において努力義務とされており、本町では本計画にDV防止法に基づく基本計画に係る取り組みを包含しています。

なお、本計画は、上位計画である「黒潮町総合振興計画」をはじめ、「黒潮町地域福祉計画」「黒潮町健康増進計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。



2. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。平成 31 年度に、それまでの取り組みの点検・評価を行い、平成 32 年度からの次期計画につなげます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
本計画									
				見直し	次期計画				

3. 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、本町在住の 20 歳以上の住民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	黒潮町 男女共同参画に関する意識調査
調査対象	本町に居住する 20 歳以上の住民
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 26 年 9 月
配布数	1,000 人
回収状況	365 人(有効回収率 36.5%)

(2) 策定委員会の開催

計画の策定にあたっては、アンケート調査を通して住民意識や意見等を把握するとともに、教育、福祉分野の専門職や各種団体・組織の関係者などから構成される「黒潮町男女共同参画計画策定委員会」に諮りました。

◆黒潮町男女共同参画計画策定委員会の開催経緯◆

実施期日		主な審議内容
第1回	平成 26 年 12 月 22 日	・委員長・副委員長の選出 ・アンケート調査結果等の報告 ・計画の概要について
第2回	平成 27 年 2 月 25 日	・黒潮町男女共同参画計画(素案)について
第3回	平成 27 年 3 月 23 日	・黒潮町男女共同参画計画案について最終確認

第2章 本町を取り巻く現状

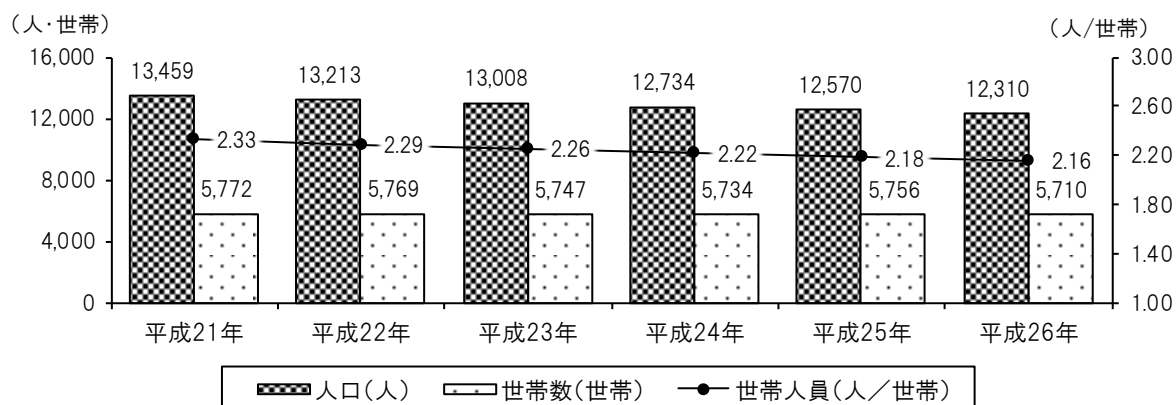
【1】人口等の状況

1. 人口・世帯数の動き

本町の人口は、平成26年3月末現在12,310人で、平成21年3月末から5年間で約1,100人あまりの減少（平成21年を100.0とした場合91.5）となっており、近年、人口の減少が進行しています。

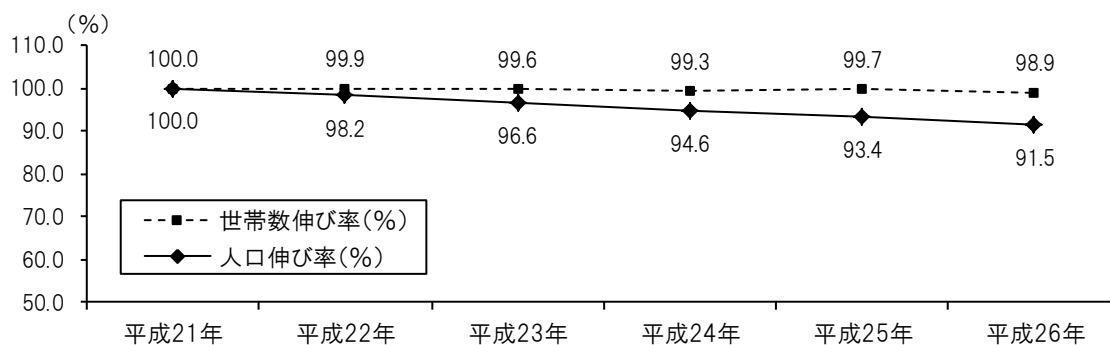
世帯数は微減傾向で推移していますが、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成21年の2.33人から平成26年では2.16人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。

◆人口・世帯数の推移◆



◆人口・世帯数の伸び率◆

（平成21年を100とした場合の各年の伸び率）



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

注：伸び率は、平成21年を100とした場合の各年の増減割合

2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、町外への転出者数が町内への転入者数を上回るマイナスを示しています。

平成 23 年には転出者数が前年を約 120 人上回っています。これは、同年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、南海トラフ地震・津波への不安から転出が進み、震災前過疎が進行したことも一つの要因ではないかと懸念されています。

平成 25 年では、自然動態がマイナス 187 人、社会動態がマイナス 63 人であり、合計 250 人の人口減少となっており、人口減少数は、近年、緩やかな減少傾向で推移しています。

◆人口動態◆

	自然動態(c)			社会動態(f)		人口動態(g)
	出生者数 (a)	死亡者数 (b)		転入者数 (d)	転出者数 (e)	
平成 22 年	58	203	-145	256	291	-35
平成 23 年	51	203	-152	256	414	-158
平成 24 年	46	265	-219	272	341	-69
平成 25 年	44	231	-187	262	325	-63

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

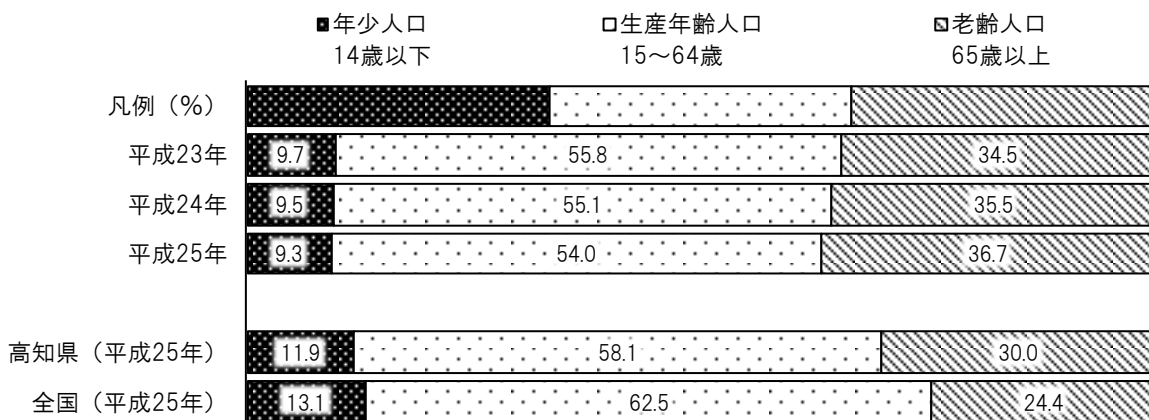
資料：出生・死亡は「人口動態統計」、転入・転出は総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」(各年 10 月 1 日現在)

3. 年齢別人口構成

本町の 14 歳以下の年少人口比は微減傾向で推移しています。一方、高齢化率（65 歳以上の高齢人口構成比）は増加傾向で推移しており、平成 25 年で 36.7%と、4 割近くにまで達しています。

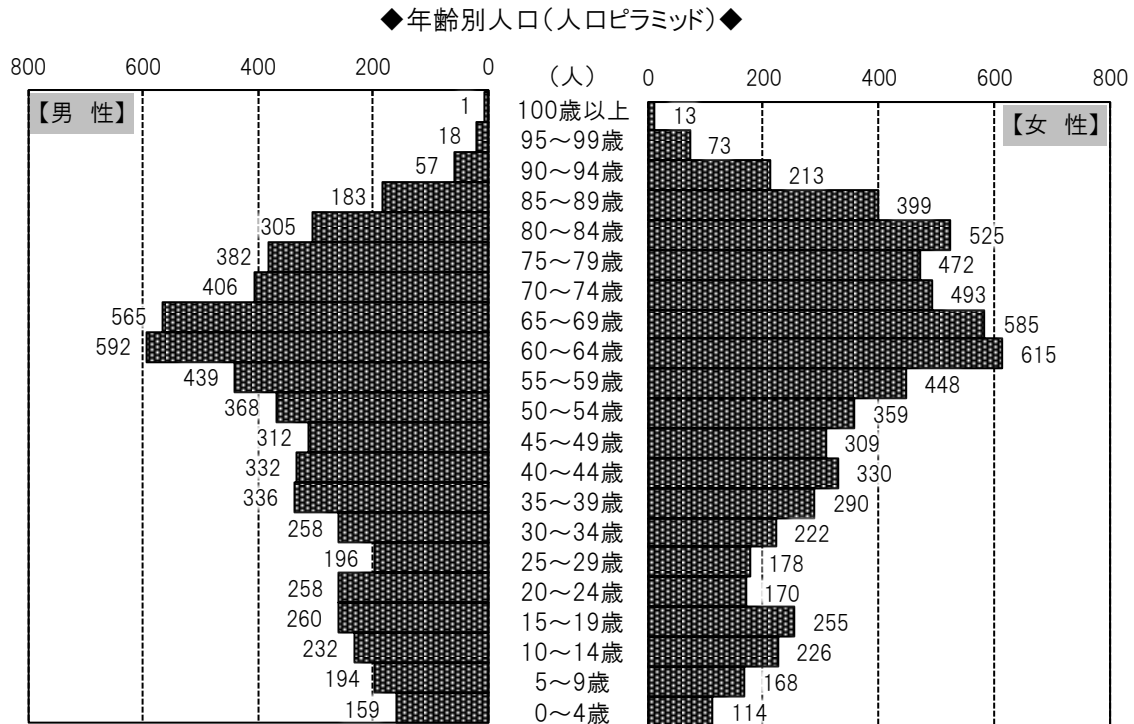
県の平均に比べ、年少人口の構成比は低く、高齢化率は高くなっており、本町においても少子高齢化が顕著に進行しています。

◆年齢別人口構成比◆



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

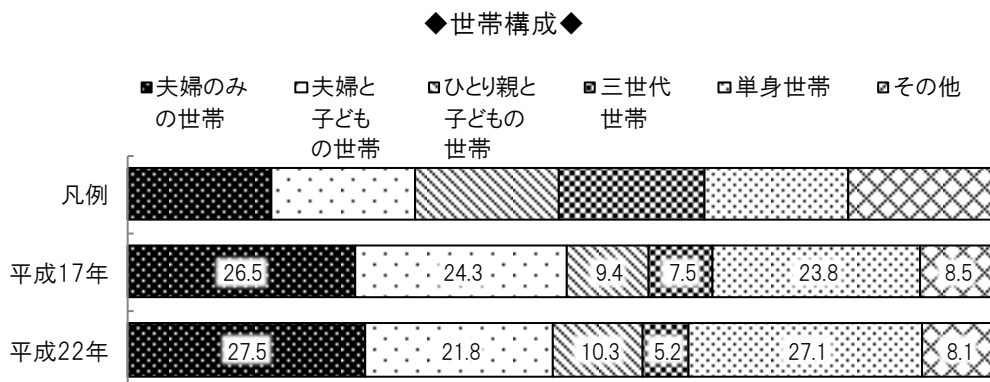
人口ピラミッドデータにより年齢を細分化してみると、男女ともに 60 歳代のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である 30 歳代後半から 40 歳代前半の「団塊ジュニア層」が、ボリュームの多い年齢層となっています。また、女性は男性に比べ 80 歳以上の人口が多くなっています。



資料:住民基本台帳(平成 26 年3月末現在)

4. 世帯構成の状況

世帯構成を5年間の推移で見ると、「夫婦と子どもの世帯」や世帯人員が多い「三世帯世帯」が減少し、一方で「単身世帯」や「ひとり親と子どもの世帯」などで増加がみられます。

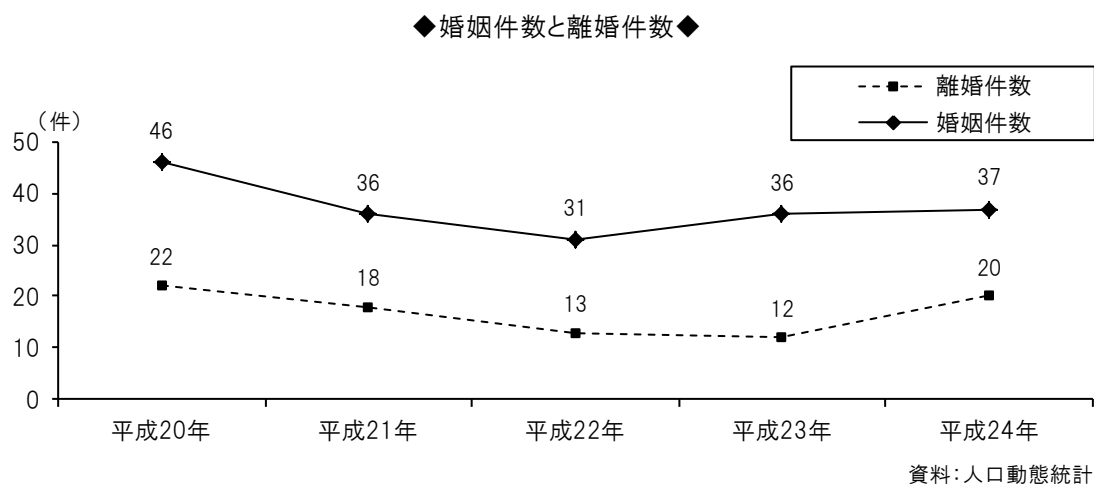


資料:国勢調査

【2】婚姻や就労等の状況

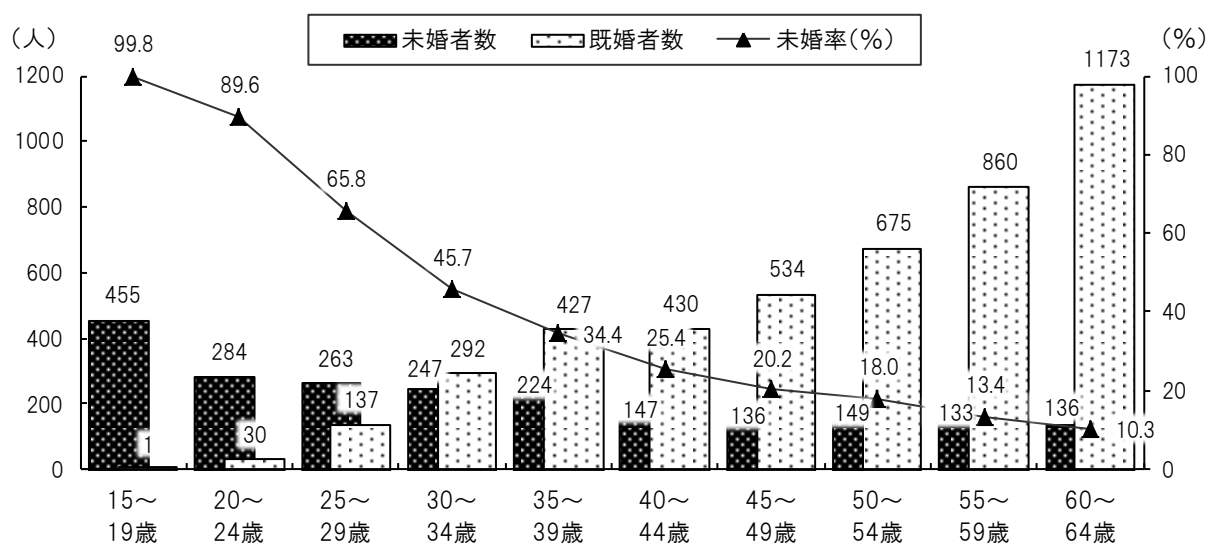
1. 婚姻件数等の推移

本町の年間婚姻件数は、年間 30～40 件程度で、大きな変動なく推移しています。



本町の未既婚者数を年齢別にみると、20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 歳代の前半になると逆転し、未婚率は 45.7%となります。

つまり 30 歳代前半の過半数が既婚者ということになり、婚姻の中心的年齢層であることがわかります。



資料:国勢調査(平成 22 年)
注:離婚、死別は「既婚者数」に含む

また、未婚率を5年間の推移でみると、男女ともに増加傾向で推移しており、近年、男女ともにほぼ全ての年齢層で増加しています。本町でも晩婚化が進行している状況にあることがうかがえます。

◆性別・年齢別未婚率の推移◆

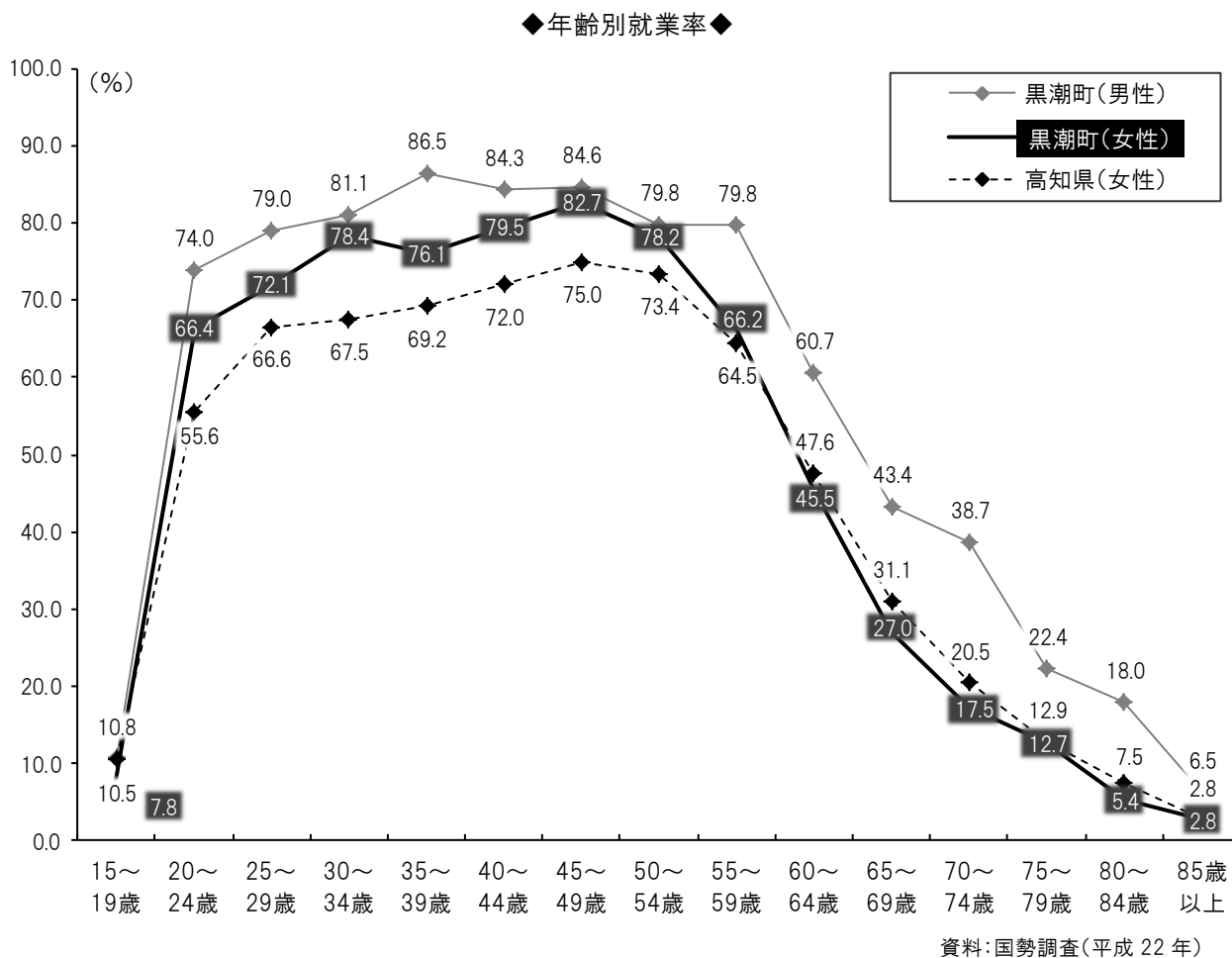
男性未婚率	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳
平成 17 年	100.0	92.7	71.2	46.4	33.1	27.1	23.3	19.8
平成 22 年	100.0	94.8	71.9	55.9	40.9	30.2	26.5	23.7

女性未婚率	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳
平成 17 年	98.1	84.9	52.1	32.2	21.8	12.5	13.8	6.1
平成 22 年	99.5	81.6	58.9	34.7	27.9	20.9	14.1	12.7

注：表中の網掛けは、平成 17 年と 22 年の数値を比較して、高い数値を示す。
資料：国勢調査

2. 年齢別就業率

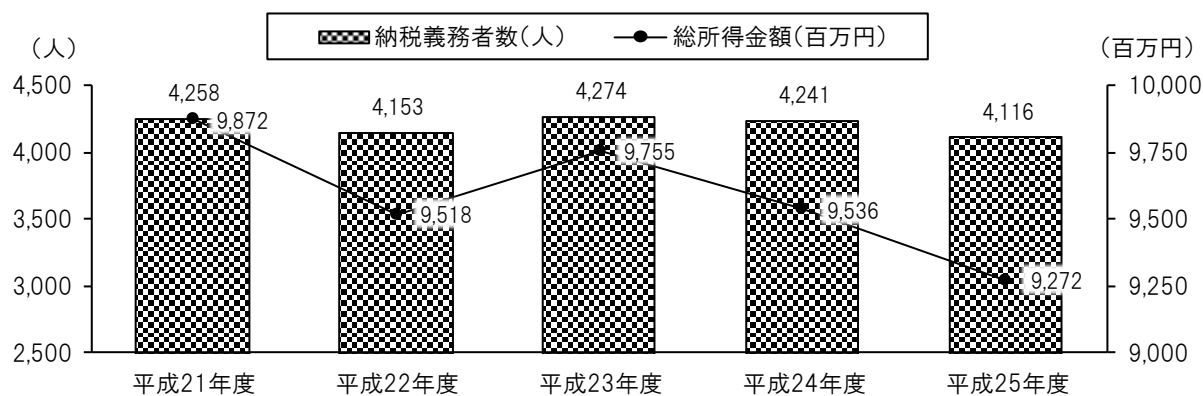
本町における女性の就業率をみると、30 歳代後半の「子育て時期」に一旦減少し、その後再び上昇をみせる「M字カーブ」に近い状況にあります。県の平均をおおむね上回っている年齢層が多くなっています。



3. 所得等の状況

本町の納税義務者数は、平成 25 年度で 4,116 人となっており、平成 23 年度では、それまでの減少から増加に転じたものの、近年は再び減少傾向で推移しています。総所得金額もほぼ同傾向にあり、平成 25 年度では 9,272 百万円となっています。

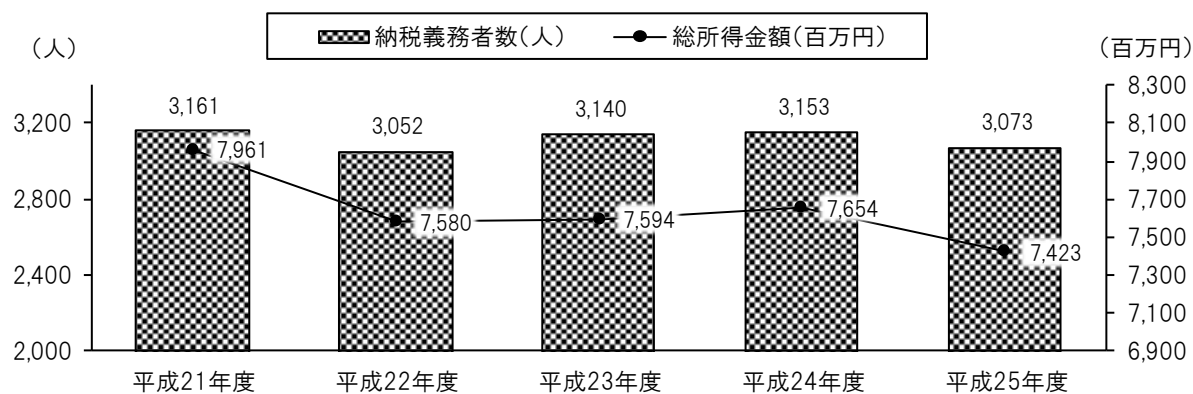
◆住民税所得割の納税義務者数と総所得金額の推移◆



資料：市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

そのうち、給与所得者における納税義務者数をみると、全体傾向と同様、減少傾向から平成 23 年度では増加に転じ、平成 25 年度は 3,073 人と減少、総所得金額は 7,423 百万円となっています。

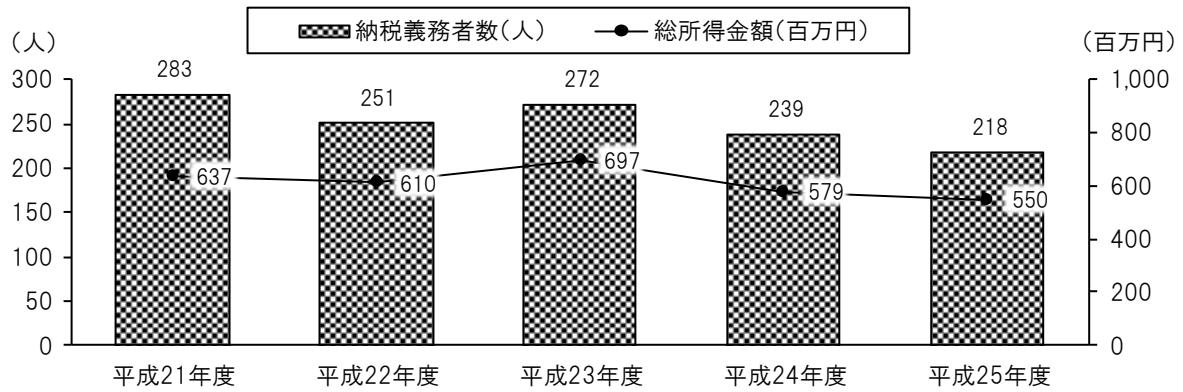
◆給与所得者における納税義務者数と総所得金額の推移◆



資料：市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

また、そのうち営業等所得（事業所得）についてみると、納税義務者数は、平成 22 年度の減少から平成 23 年度で一旦増加に転じたものの、平成 24 年度以降は再び減少で推移しています。総所得金額は、平成 25 年度では前年度を下回っています。

◆営業等所得(事業所得)の推移◆

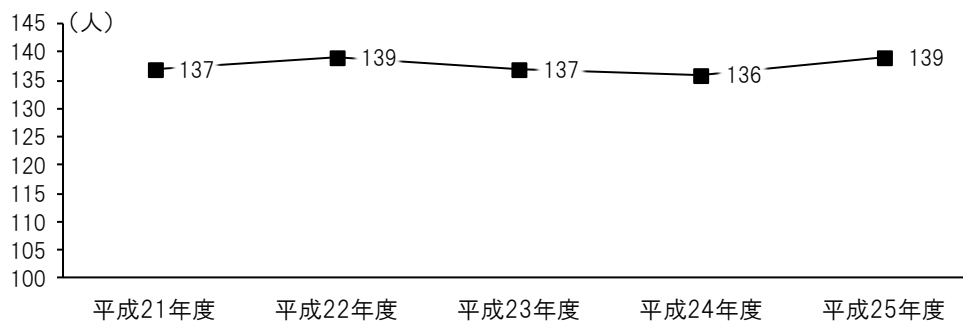


資料：市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

4. 生活保護世帯数の推移

本町の生活保護世帯数は、近年は横ばいで推移しており、平成 25 年度末では 139 世帯となっています。

◆生活保護受給世帯数の推移◆



資料：黒潮町資料(各年度3月末現在)

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1. 基本理念

本町では、平成25年度に策定した町政の総合的な指針である「第1次黒潮町総合振興計画（平成25年度～平成29年度・後期5箇年）」において、その将来像にあたる基本理念を「～人が元気、自然が元気、地域が元気な黒潮町～」と掲げています。その施策の大綱「ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくり」において、「人権文化のまちづくり」という基本計画を掲げ、その中に男女共同参画を定めています。

本計画は「第1次黒潮町総合振興計画」における男女共同参画に係る「部門計画」の役割を担うとともに、「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」に基づく、本町の人権文化のまちづくりを進める上での指針として位置付けられます。

本計画においては、「第1次黒潮町総合振興計画」の基本理念及び基本計画に基づき、具体的な取り組みを推進するにあたって、次のように部門計画としての「基本理念」を掲げます。

● 本計画の基本理念 ●

～ ささえあい みんなが輝く 黒潮のまち ～

2. 基本目標

基本理念を具体化するための「基本目標」については、先にみた国際社会の動きや国、県の動き、そして本町の現状等を踏まえ、次の3項目を設定し、それぞれに取り組み方針を定めます。

取り組みにあたっては、本計画の主軸である啓発事業を中心に、家庭、地域、行政の協働により、男女が互いに尊重し合い、協力し合っていきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指します。

【1】ともに認め合うまちづくり

【2】ともにいきいきと活躍できるまちづくり

【3】ともに安心して暮らせるまちづくり

【2】男女共同参画施策の体系

● 基本理念 ●

～ ささえあい みんなが輝く 黒潮のまち ～

基本目標

取り組み方針

【基本目標1】ともに認め合うまちづくり

【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【2】学びの場における男女共同参画の推進

【基本目標2】ともにいきいきと活躍できるまちづくり

【1】政策方針決定過程における男女共同参画の推進

【2】働く場における男女共同参画の推進

【3】男女の仕事と家庭の両立支援

【4】地域社会における男女共同参画の推進

【基本目標3】ともに安心して暮らせるまちづくり

【1】生涯を通じた男女の健康づくり

【2】男女がともに支え合う福祉環境づくり

【3】あらゆる暴力と虐待の根絶

第4章 施策の展開

【基本目標1】

ともに認め合うまちづくり

【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

■ 現状と課題

「第1次黒潮町総合振興計画」においては、「人権文化のまちづくり」という基本計画の体系の中に男女共同参画を定めています。

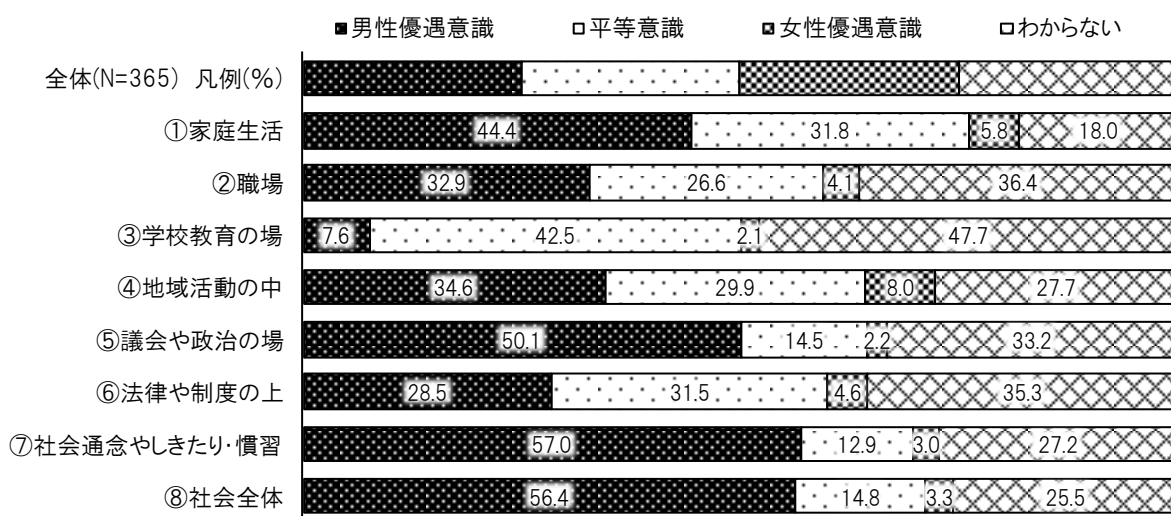
人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、基盤となる考え方であり、日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しているとともに、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

人権施策は、「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「第1次黒潮町総合振興計画」との連携・調整を図りながら「人権施策に基づく男女共同参画の意識づくり」として、一体的に推進していく必要があります。

また、社会通念や慣習による「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、意識改革に取り組む必要があります。

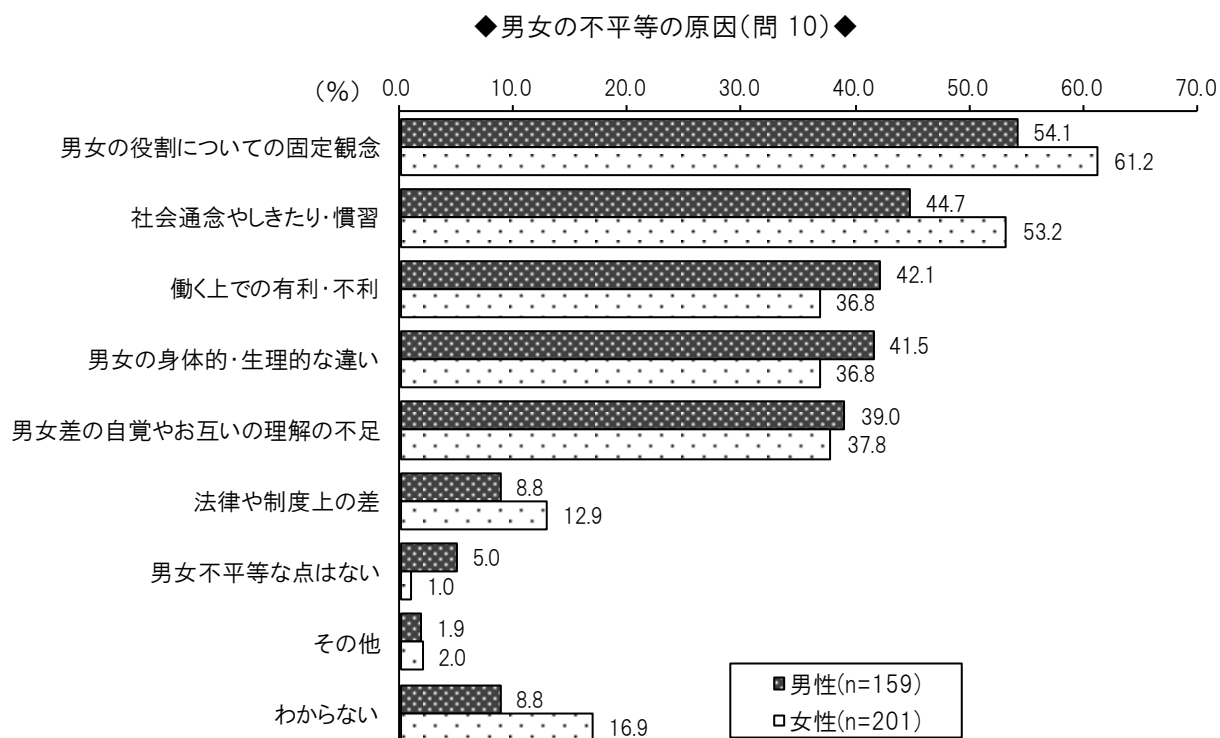
平成26年9月に実施した「黒潮町男女共同参画に関する意識調査（以下「アンケート調査」と表記）」の結果では、「学校教育の場」「家庭生活」「法律や制度の上」「地域活動の中」では平等意識は比較的高いものの、全ての分野において『男性優遇意識』が『女性優遇意識』を上回っており、特に「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

◆男女の地位の平等意識(問9)◆



注：『男性優遇意識』とは「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計値、『女性優遇意識』とは「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計値、「わからない」には「無回答」を含む。

また、男女の不平等の原因としては、男女の役割についての固定観念を筆頭に、社会通念やしきたり・慣習などが大きな要因として意識されており、特に、これらの回答については、女性の回答が男性を大きく上回っていることが特徴です。

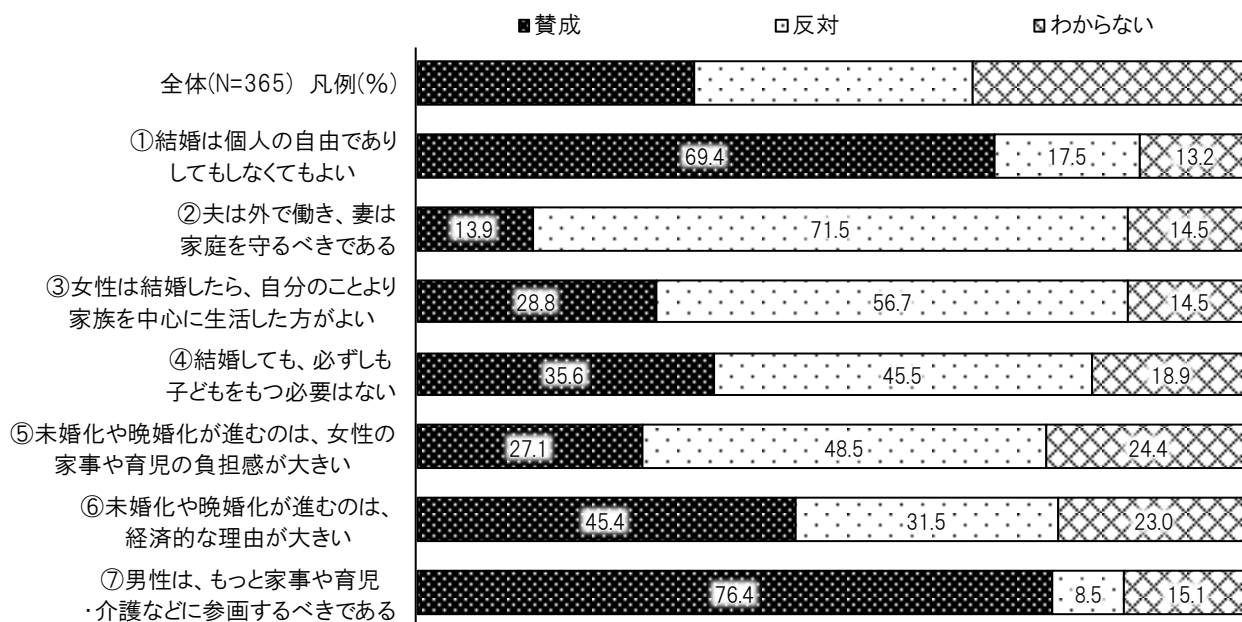


◆図表等の見方について◆

- (1) 集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。従って回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
- (2) 2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合があります。
- (3) 図表や文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記しています。
- (4) 図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値(例: 0.0%、0.1%など)は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合があります。
- (5) 図表によっては「その他」や「無回答」の項目を省略している場合があります。
- (6) 文章が長い選択肢については、適宜、要約している場合があります。
- (7) アンケート調査の詳細な分析結果は、別冊に取りまとめており、ここでは主な項目を抜粋しています。本書においては、以下同様とします。

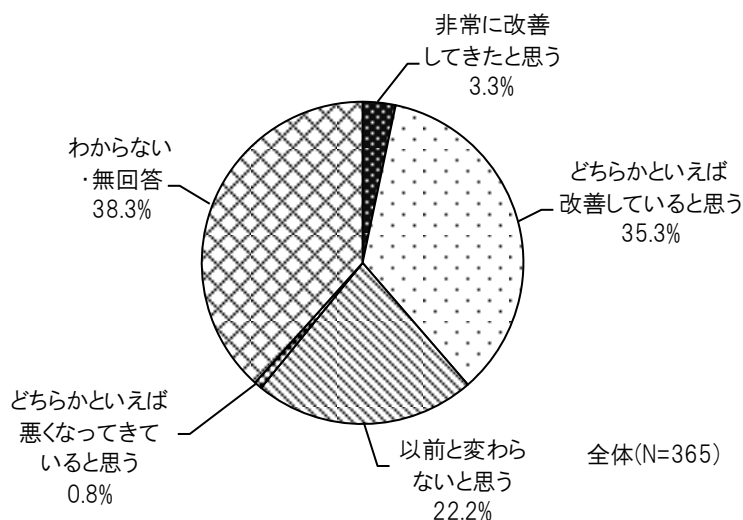
さらに、結婚と家庭生活についてみると、賛成意識の高い項目としては、①結婚はしてもしなくてもよい、⑦男性は家事などにもっと参画すべき、などの高さが目立っています。逆に、反対意識の高い項目としては、②夫は外で働き妻は家庭を守る③女性は家族を中心に考えるべき、など、性別役割分担の考えに対して、反対意識の高さが目立っています。

◆結婚と家庭生活についての意識(問 19)◆



また、女性に対する人権意識や地位の改善程度を、4～5年前の状況との比較でみると、「非常に改善」と「どちらかといえば改善」を合わせた約4割(38.6%)が改善意識を示していますが、「以前と変わらない」とする意識も一定程度みられます。

◆女性に対する人権意識や地位の改善程度(問 31)◆



アンケート結果にもみられるように、固定的な性別役割分担意識は根強く、生活習慣等を通して無意識に継承され、男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。そのため、男女がお互いに認め合い、尊重し合いながら、男女共同参画社会を実現することが求められるとともに、継続的かつ日常的な意識啓発が必要です。また、男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底を成す基本的な考え方であり、草の根的な啓発活動の推進が重要です。

■ 取り組みの方向

- 誰もが、女性・男性である前に一人の人間として、人権に関する基本的な知識や考え方を理解・習得し、人権を感覚として身につけるための人権教育・啓発を推進します。
- 誰もが、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができるよう、様々な機会を通じて広報・啓発活動を進めます。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
人権問題に関する学習機会の提供と啓発	○住民や企業、各種団体等を対象に、人権啓発のための講師の派遣や、研修会の開催などを通じて、職場等における人権啓発活動に対して支援を行うとともに、人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。	住民課
人権教育に関する研修会等の実施	○人権教育関係団体等と連携し、研修会や講演会及び分科会での取り組みの発表・討議などを通じて人権教育・啓発を図ります。	住民課 教育委員会
人権に関する正しい知識と理解の促進	○子どもから高齢者まで誰でも参加可能なイベントや体験型学習を開催し、人権に関する正しい知識と理解の促進に努めます。	住民課
人権に関する情報提供と啓発	○自主放送（IWKTV）にて人権講演会等を放映し、町内を対象に広く人権啓発を行います。	情報防災課
性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	○伝統行事や慣習などにおける固定的な性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭といった意識など）の解消を図るため、広報等での啓発を充実します。	総務課

施策名	取り組み内容	主な担当課
男女共同参画に関する講座等の開催	○男女共同参画に関する講座、講演会や学習会などを開催します。 ○男女共同参画に関する活動団体等に対する支援を行います。 ○保育所保護者会や小・中学校PTAなどに対して、講演会や学習会への参加を呼びかけます。	総務課 住民課 教育委員会
総合的な男女共同参画の推進	○男女共同参画計画（本計画）に基づき、意識啓発をはじめとする総合的な施策の推進を図ります。	総務課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	○住民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について調査を行うなど、男女共同参画を推進していく上での基礎的な資料収集と提供に努めます。	総務課
自主放送を活用した意識啓発	○IWKTVにおいて男女共同参画に関連する情報や、意識啓発の情報を放映またはデータ放送にて広く住民に啓発します。	情報防災課
相談支援体制の充実	○告知放送において消費生活相談や人権相談所の開設などのお知らせを町内に広く行います。	住民課 産業推進室

【2】学びの場における男女共同参画の推進

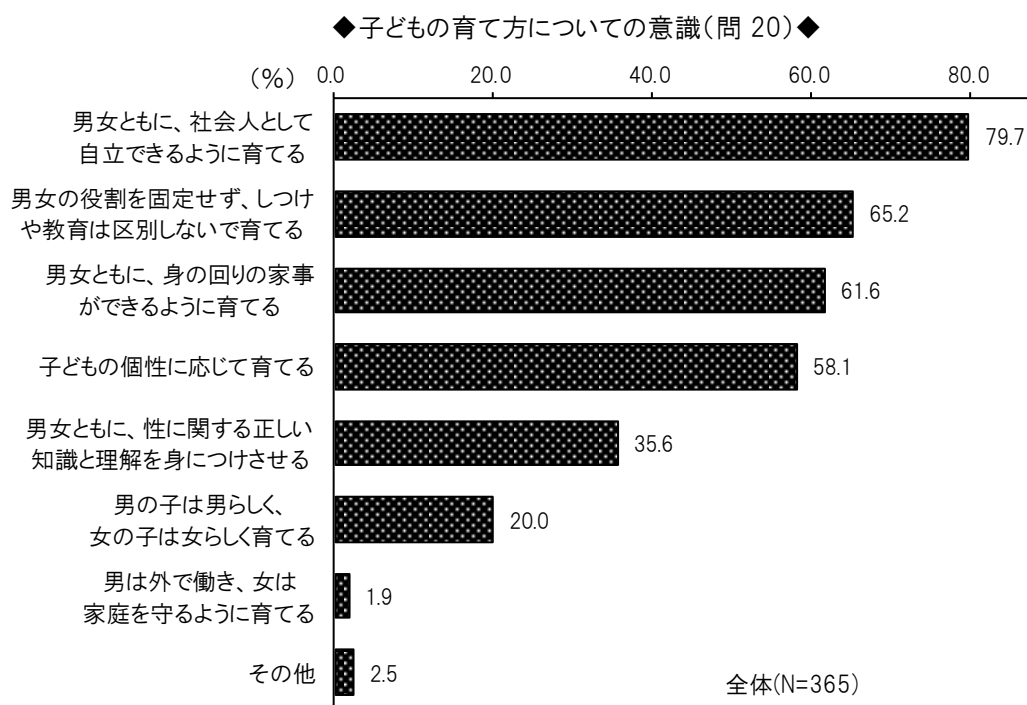
■ 現状と課題

男女がともに、それぞれの能力を発揮しながら社会の形成に参画するためには、その基礎となる教育や学習における意識付けが非常に重要です。

特に、幼児期や学童期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、保育所や学校等における保育や教育は、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っています。

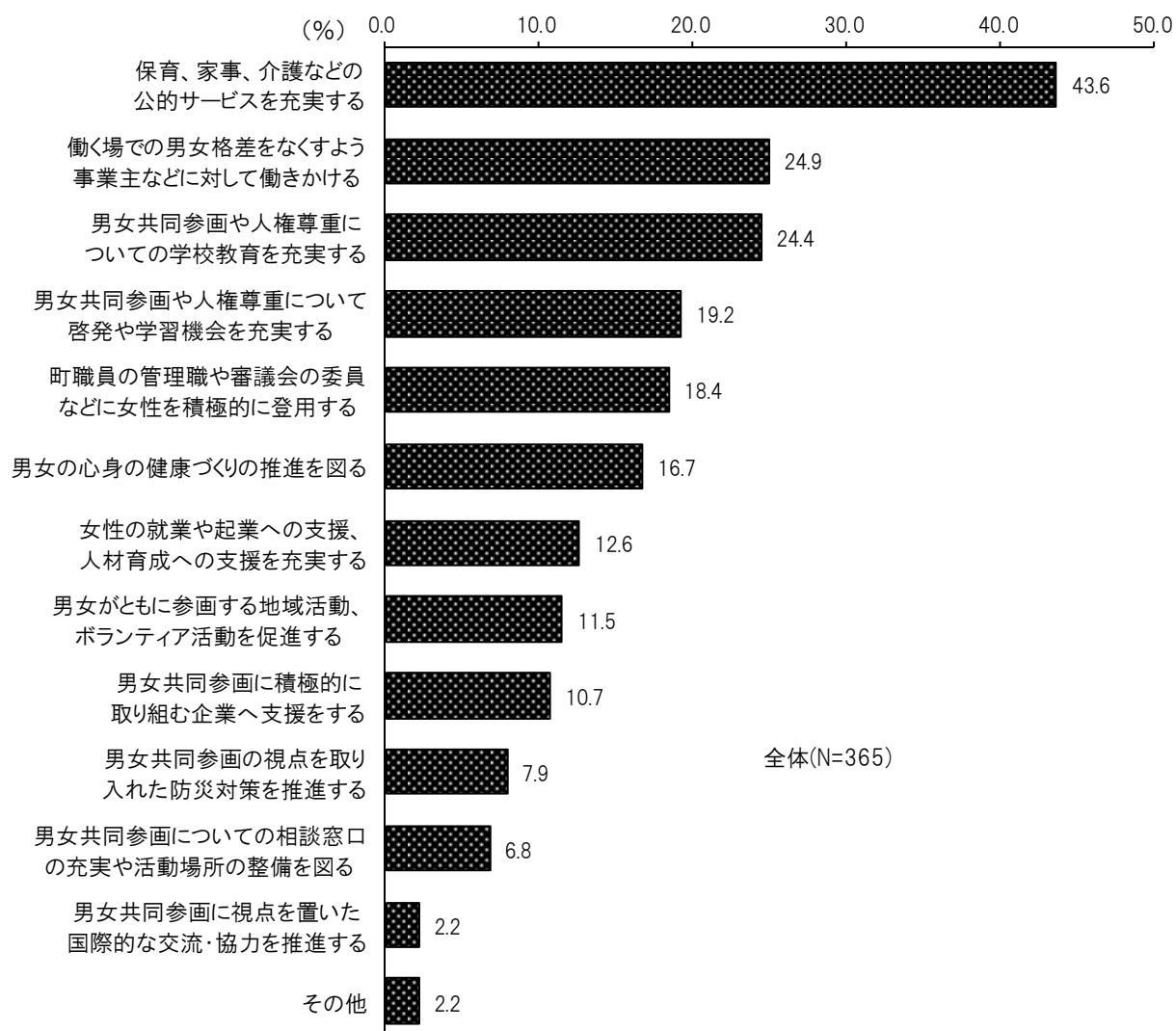
アンケート調査結果では、男女の地位は「学校教育の場」においては「平等」意識が高くなっています（17 ページグラフ参照）。

子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」など、男女ともに役割を区別しない育て方が必要とする考え方が主流となっています。



また、男女共同参画を積極的に進めるために、本町に求められる施策では、「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」、「働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける」に続き、「男女共同参画や人権尊重についての学校教育を充実する」「男女共同参画や人権尊重について啓発や学習機会を充実する」に対する支持が高くなっており、教育や学習を通じた男女共同参画の意識啓発も重要視されています。

◆男女共同参画推進にあたって黒潮町が力を入れるべきこと(問 34)◆



■ 取り組みの方向

- 人権を基盤とした男女共同参画について、子どもの頃からの意識啓発や、進路等の選択の場面で、性別にとらわれず様々な選択を可能にする取り組みを推進します。
- 学校教育や社会教育・生涯学習など、家庭や学校、地域等様々な場を通じて男女平等と相互理解についての学習機会を充実します。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
差別やいじめを無くす教育の推進	○差別やいじめに対して、「しない」「させない」「ゆるさない」意識の育成と、人権文化を育む教育に取り組みます。 ○地域教材を利用しながら、同和問題や身近にある人権問題に対して、フィールドワーク等を実施し、正しく学び、課題解決に向けて行動できる教育に取り組みます。	教育委員会
個々の特性に合った進路選択等	○進路等の選択場面において、性別にとらわれることのない、多様な選択を可能にする取り組みを実践します。	教育委員会
人権教育の推進	○自分を大切に思う心を育むとともに、同様に他者も大切に思う教育を推進します。 ○町内の小・中学校において、発達段階に合わせて、女性・子ども・高齢者・同和問題・障がい者・H I V感染者等・外国人・犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害・災害と人権等に関する人権問題を学び、人権意識・感覚を身につける教育を進めます。	教育委員会
人権の花運動の推進	○児童・生徒・教職員が、花を大切に育て、また、環境美化に努めることを通して、心を和ませるとともに、自分自身を大切にする心と、他人も優しく大切にする心を育むことを目的とした「人権の花運動」を実施します。	住民課
男女共同参画に関する講座等の開催（再掲）	○男女共同参画に関する講座、講演会や学習会などを開催します。 ○男女共同参画に関する活動団体等に対する支援を行います。 ○保育所保護者会や小・中学校PTAなどに対して、講演会や学習会への参加を呼びかけます。	総務課 住民課 教育委員会
食育の推進	○親子で食を楽しむ機会を設け、家庭における食のあり方を提案し、男女がともに調理等を行うことにより、相互の理解を深めます。 ○学校給食を通して適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築、家族の関係づくりなどを深めるため、総合的な食育を推進します。	教育委員会 健康福祉課

【基本目標 2】

ともにいきいきと活躍できるまちづくり

【1】政策方針決定過程における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

政治や経済をはじめ、学術や科学技術分野、地域社会や事業所等の管理職など、様々な分野で女性の社会参加が進んでいます。しかし、その政策や方針を決定する場面における女性の参画は十分とは言えない状況です。

本町の各審議会等における委員総数のうち、女性委員が占める比率は、平成 26 年 4 月現在 18.5%で、5 年前に比べてやや増加しています。

◆本町の審議会等における女性委員◆

	行政委員会委員数 ^{注1}			審議会等委員数 ^{注2}		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成 21 年4月現在	35 人	5 人	14.3%	252 人	40 人	15.9%
平成 26 年4月現在	35 人	7 人	20.0%	302 人	56 人	18.5%

注1：地方自治法第 180 条の5に基づくもの

注2：地方自治法第 202 条の3に基づくもの

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

一方、本町職員の行政職管理職に占める女性管理職の割合は、平成 26 年 4 月現在 0.0%で、該当者がいない状態が継続しています。

◆本町職員の女性管理職◆

		管理職総数				
		うち女性	女性割合	うち行政職(福祉職・教育職除く)		
				管理職 総数	うち女性	女性割合
平成 21 年4月現在	13 人	0 人	0.0%	13 人	0 人	0.0%
平成 26 年4月現在	14 人	0 人	0.0%	14 人	0 人	0.0%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

先にみたアンケート調査結果の「男女の地位の平等意識」では、「議会や政治の場」における『男性優遇意識』は半数を占めています(17 ページグラフ参照)。

また、男女共同参画推進にあたって黒潮町が力を入れるべきことの中で、「町職員の管理職や審議会の委員などに女性の積極的な登用」を求める意見は少なくありません(23 ページグラフ参照)。

審議会や各種委員会委員、町の管理職など政策決定の場や、事業所における方針決定過程の場に、女性の参画を促進する取り組みが必要です。

■ 取り組みの方向

- 審議会や各種委員会委員、職員の管理職など政策決定の場や、事業所における方針決定過程の場に、女性の参画を促進する取り組みを推進します。
- そのための事業所に対する働きかけ、講習会・研修会の支援など、様々な機会を通じた啓発を行います。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
審議会等への女性登用の推進	○町の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会、町の附属機関等への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を目指します。	総務課
女性管理職の登用	○性別にかかわらず、個人の能力と適性に応じた職域、職員配置と管理職への登用を行います。 ○性別にかかわらず、適正な任用を図る中で、女性管理職の登用を促進します。	総務課
女性リーダーの人材把握と登用	○審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と登用に努めます。	総務課
講座の開催や研修会を通じた人材の育成	○男女共同参画に関する各種講座の開催及び研修会の参加等を通じて、地域で男女共同参画を促進するリーダーとなる人材の育成に努めます。	総務課
経営・運営方針決定の過程への女性の参画の促進	○関係課や商工会等と連携し、事業所や各種団体の代表や役員への、女性の参画を働きかけます。	産業推進室

【2】働く場における男女共同参画の推進

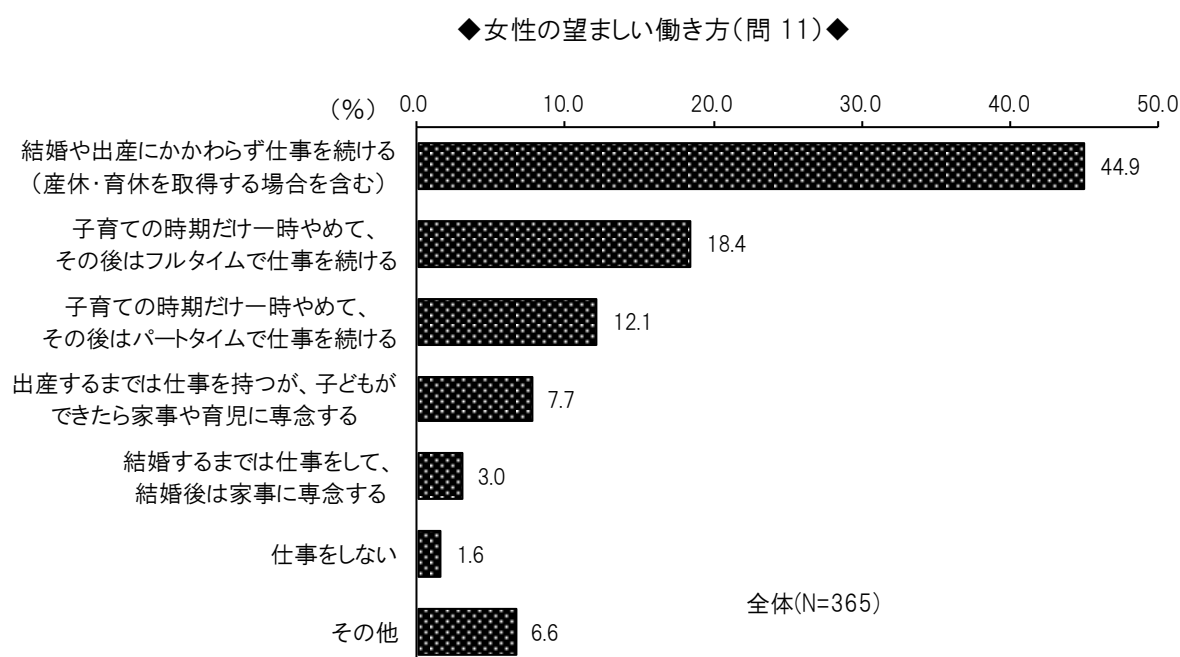
■ 現状と課題

近年、人口減少、少子高齢化などの影響で、若い世代の就業者数が減少する中で、社会は女性の労働力をますます必要としています。女性自身も就業意欲が高まり、就業を継続することや再就職を希望する女性が増え、これまで男性の多かった職場への進出など、女性の就業ニーズにも変化がみられます。

しかし、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度などの法整備が進んでいるにもかかわらず、出産や育児等で一旦仕事を離れた女性の再就職や、昇進・賃金等の面では依然として男女間の格差がみられます。

アンケート調査結果では、既婚者のうち半数近くが「共働き世帯」で、年齢別では50歳代までの8割以上が「共働き世帯」と回答しています。

次に、女性の望ましい働き方についてみると、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」の回答が最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事を続ける」が続き、継続的な就労及びM字就業を支持する人が多いことがわかります。

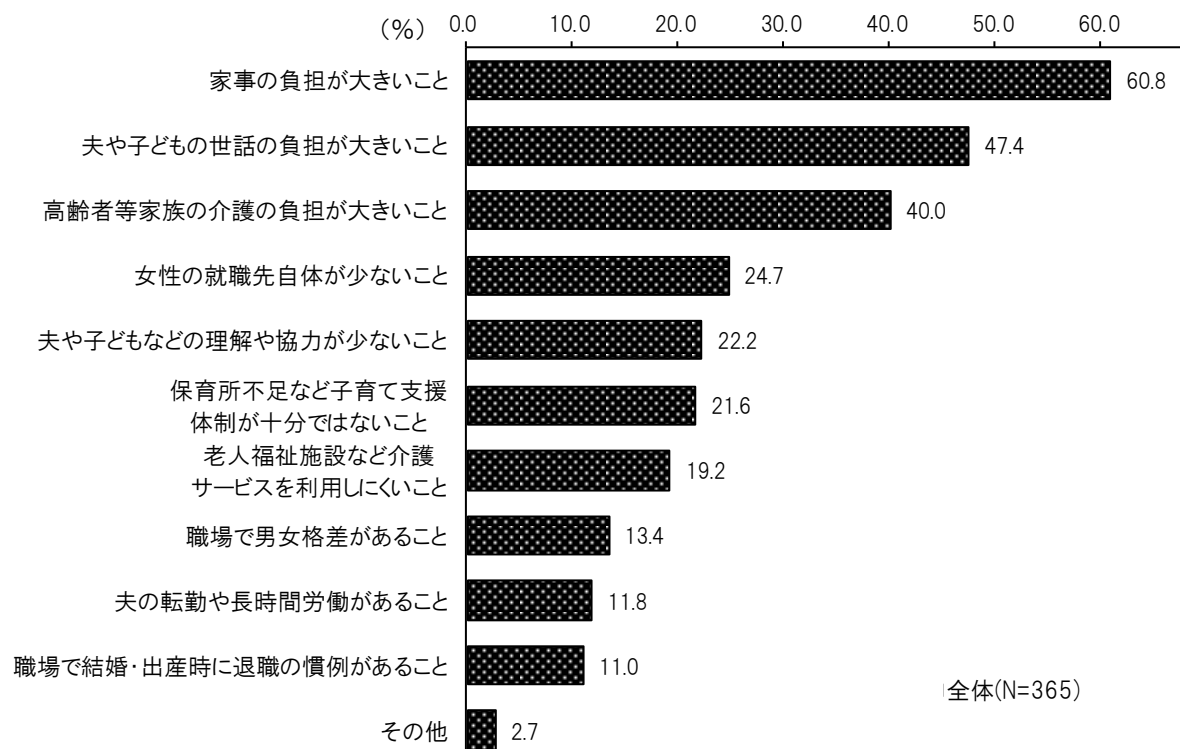


一方、女性が働く上で支障となることは、家事の負担が大きいことを筆頭に、夫や子ども、高齢者等家族等の世話や介護などが上位を占めています。

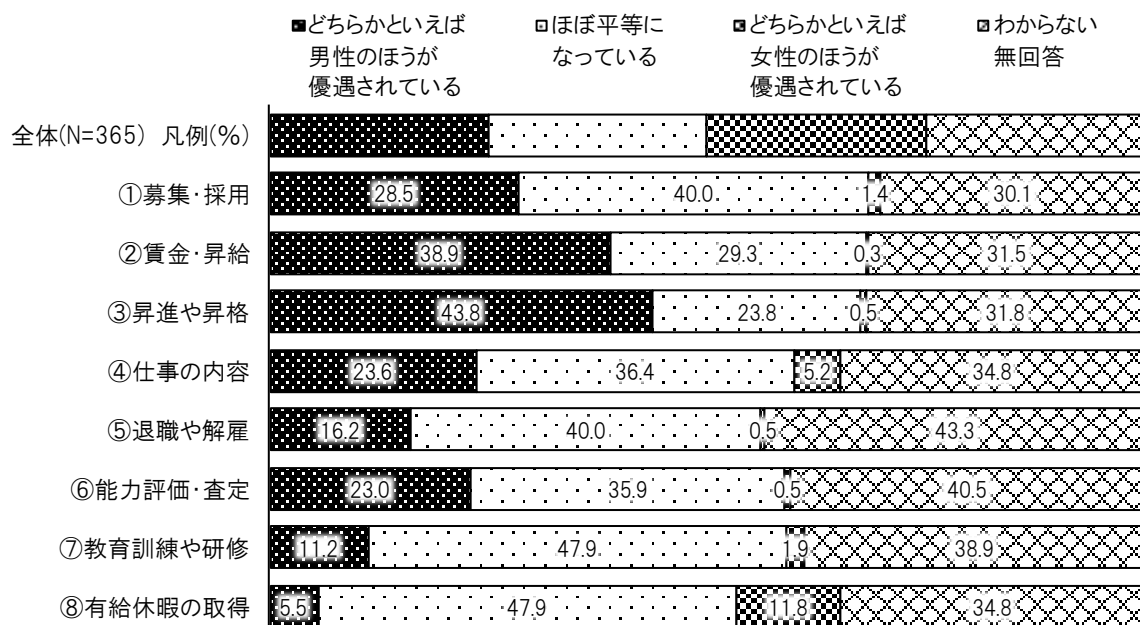
職場における男女の処遇については、⑦教育訓練や研修、⑧有給休暇の取得に関しては『平等』意識が比較的高い一方で、②賃金・昇給、③昇進や昇格などについては『男性優遇』意識の高さが目立っています。

また、先にみた男女共同参画推進にあたって黒潮町が力を入れるべきことにおいても、町の施策として「働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける」ことへの要望も高くなっています(23 ページグラフ参照)。

◆女性が働く上で支障となること(問 12)◆

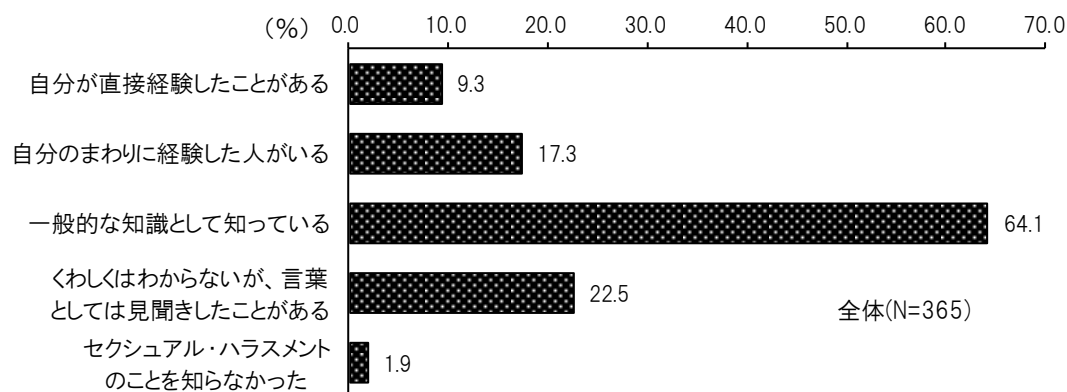


◆職場における男女の処遇について(問 13)◆



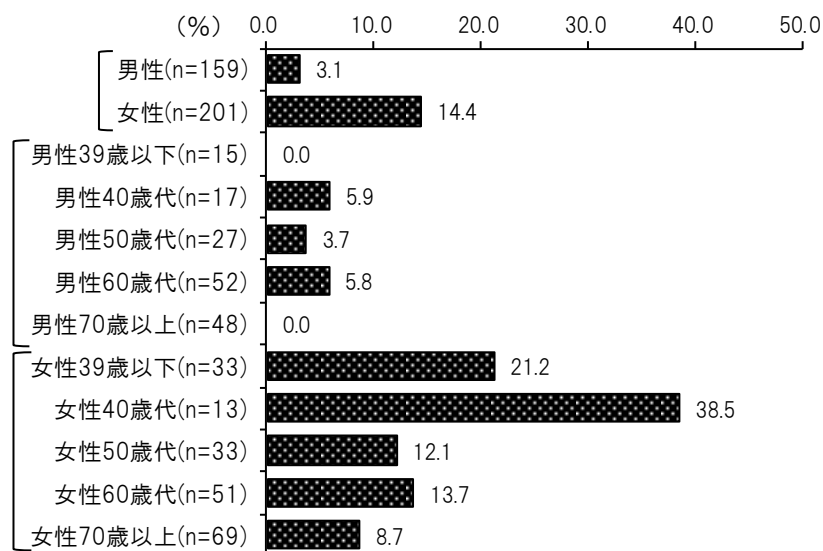
セクシュアル・ハラスメントについては、6割以上の人が「一般的な知識として知っている」と回答していますが、自分が経験した人は9.3%と1割近くみられ、また、まわりに経験者がいる人は17.3%となっています。

◆セクシュアル・ハラスメントの経験について(問 17)◆



特に、女性の40歳代でセクシュアル・ハラスメントを直接経験した人が4割近く、39歳以下でおよそ2割と、他の年齢層に比べて高いことが特徴です。

◆性別・年齢別にみた「(セクシュアル・ハラスメントを)自分が直接経験したことがある」割合(問 17)◆



男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、法整備は進んできましたが、現実には取得できない人も多くいます。就業形態については、特に女性の場合、働き方の多様化が進んでいるものの、様々な理由から、女性の再就職の困難さも懸念され、一時的に仕事を離れた人に対する再就職機会の拡大や、就労環境の整備、能力開発、情報提供の重要性が高まっています。

働く場においては、ライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方が選択できるとともに、性別による格差がなく、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されることが重要です。

■ 取り組みの方向

- 雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就業継続、再就職などに対する支援への取り組みを、関係機関と連携して推進します。
- 企業や地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力でもある、という意識啓発を図るとともに、DV対策と同様に、相談体制の整備や被害者支援等に努めます。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
雇用に関する情報提供と相談体制の整備	○ハローワーク等からの雇用に関する情報を窓口等で提供します。 ○IWKTVのCMやデータ放送または告知放送で住民に広く呼び掛け、雇用促進につなげます。 - また、相談窓口の開設を広く呼びかけます。	産業推進室 情報防災課
再就職相談等への対応	○関係課及びハローワーク等との連携により、女性の再就職などに関する相談窓口の整備を検討するとともに、職業訓練など職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	産業推進室
事業所等に対する広報・啓発	○男女雇用機会均等法や労働基準法などをはじめとする法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を収集し、関係課及びハローワーク等との連携により、町内事業所等に対する広報・啓発の推進に努めます。 ○事業所に対する育児・介護休業制度や看護休暇制度を取得しやすい労働環境の整備などについて、周知・啓発を行います。	産業推進室

施策名	取り組み内容	主な担当課
職業能力向上に向けた講座等の情報提供	○女性の各種職業能力向上のために開催される講座や研修会等の情報を収集し、関係課と連携しながら、広報やホームページ等を通じた情報提供に努めます。	産業推進室
町職員の能力開発と活用	○町職員に対する研修の一環として、県主催の男女共同参画に関する講義等への参加を促進します。 ○町職員における能力開発のための各種研修（こうち人づくり広域連合主催の研修、職場研修など）への参加を、男女を問わず促進します。 ○性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職域、職員配置と管理職への登用を行います。	総務課
行政・企業などでの男女平等教育の推進	○人権問題啓発研修事業として、企業・団体等に講師派遣等の支援を行います。	住民課
女性の起業家等に対する情報の提供と育成	○女性や若者、高齢者やUターンやJターン、Iターン者などの起業家に対して、関係課と連携しながら、様々な情報の提供や育成等も含めた支援を検討します。	産業推進室
セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	○広報やホームページ等への掲載、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。 ○町職員をはじめ住民を対象に広く、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等による被害を未然に防止するための啓発に努めます。	住民課
女性の労働に関する調査・研究	○住民における男女共同参画に関する実態や意識等について調査を行うなど、男女共同参画を推進していく上での基礎的な資料収集と提供に努めます。	総務課 住民課
自営業者への啓発と情報提供	○商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や、情報提供などの取り組みを検討します。	産業推進室

【3】男女の仕事と家庭の両立支援

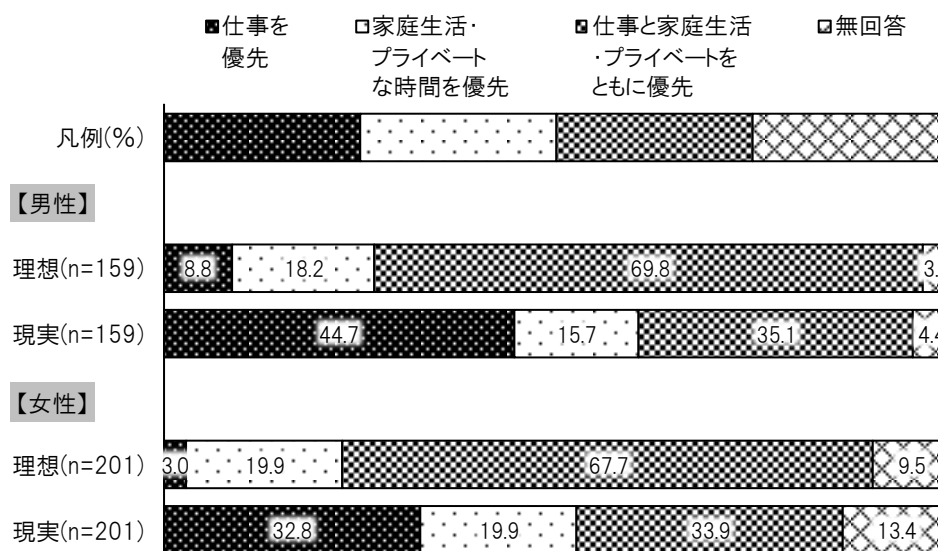
■ 現状と課題

多くの家庭では、家事や育児・介護等は主に女性が担っている場合が多く、負担を感じている女性も多いと考えられます。

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、趣味や学習、ボランティアや地域社会などに誰もが参加しやすくなるとともに、育児・介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らし、責任を果たしていく上でも重要です。

アンケート調査結果では、日常生活については「仕事・家庭生活・プライベートな時間をともに優先」が理想とされていますが、実際は「仕事優先」となっているのが現状で、特に男性でその傾向が強くなっています。

◆日常生活の理想と現実について(問 14)◆

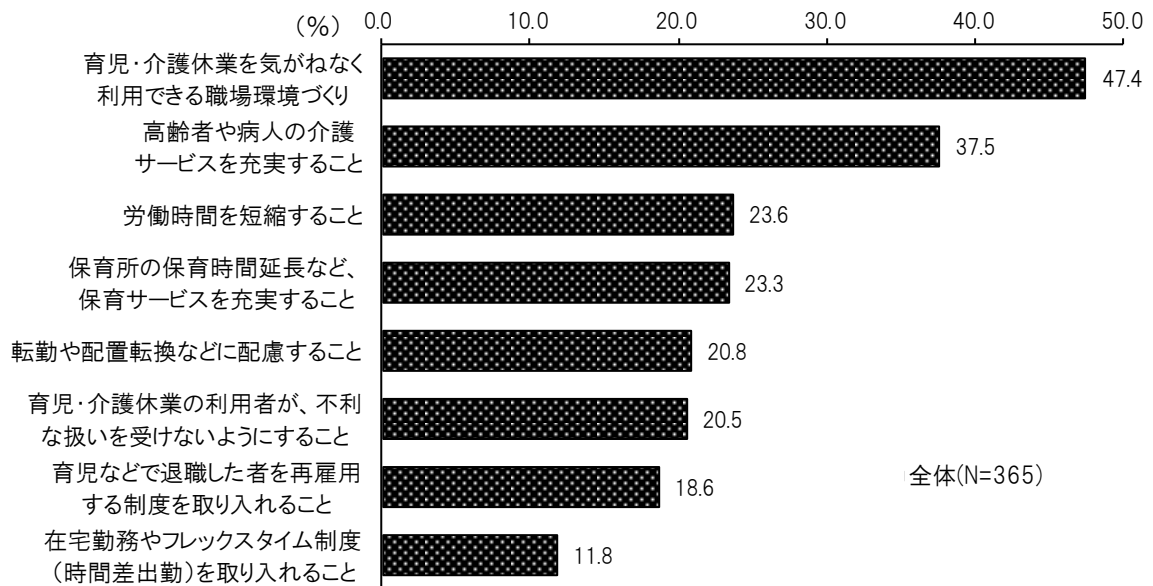


注：図表では、選択肢は同類項を括っている

仕事と家庭の両立に必要と思うことについての意識をみると、育児・介護休業を取得しやすい職場環境をはじめ、高齢者等の介護や保育サービスの充実、労働時間の短縮などが求められています。

また、先にみた男女共同参画推進にあたって黒潮町が力を入れるべきことにおいても、町の施策として「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」ことへの要望が最も多くなっています（23 ページグラフ参照）。

◆仕事と家庭の両立に必要と思うこと(問 15)◆



注: 上位項目を抜粋

また、家庭内の仕事の分担については、ほとんどの家庭の仕事に対して、夫婦や家族の協力が理想としながらも、実際の分担は妻が担っている場合が多く、理想と現実のギャップが目立ちます。

◆家事の分担【理想と現実】(問 21・問 22)◆

【理想】 全体(N=365)(%)	主に夫	主に妻	夫婦が 協力して	家族が 協力して	主に 子ども	その他 の人
①掃除・洗濯	0.8	17.8	31.5	42.7	0.0	0.8
②食事のしたく	0.3	34.8	29.3	27.7	0.0	0.5
③食後のかたづけ・食器洗い	0.8	14.0	34.2	43.3	0.5	0.5
④日常の家計の管理	1.6	42.7	41.9	6.0	0.0	0.5
⑤子育て(育児・しつけ)	0.3	6.6	65.5	20.0	0.0	0.5
⑥家族の介護や看護	0.0	5.5	35.1	51.8	0.3	1.4

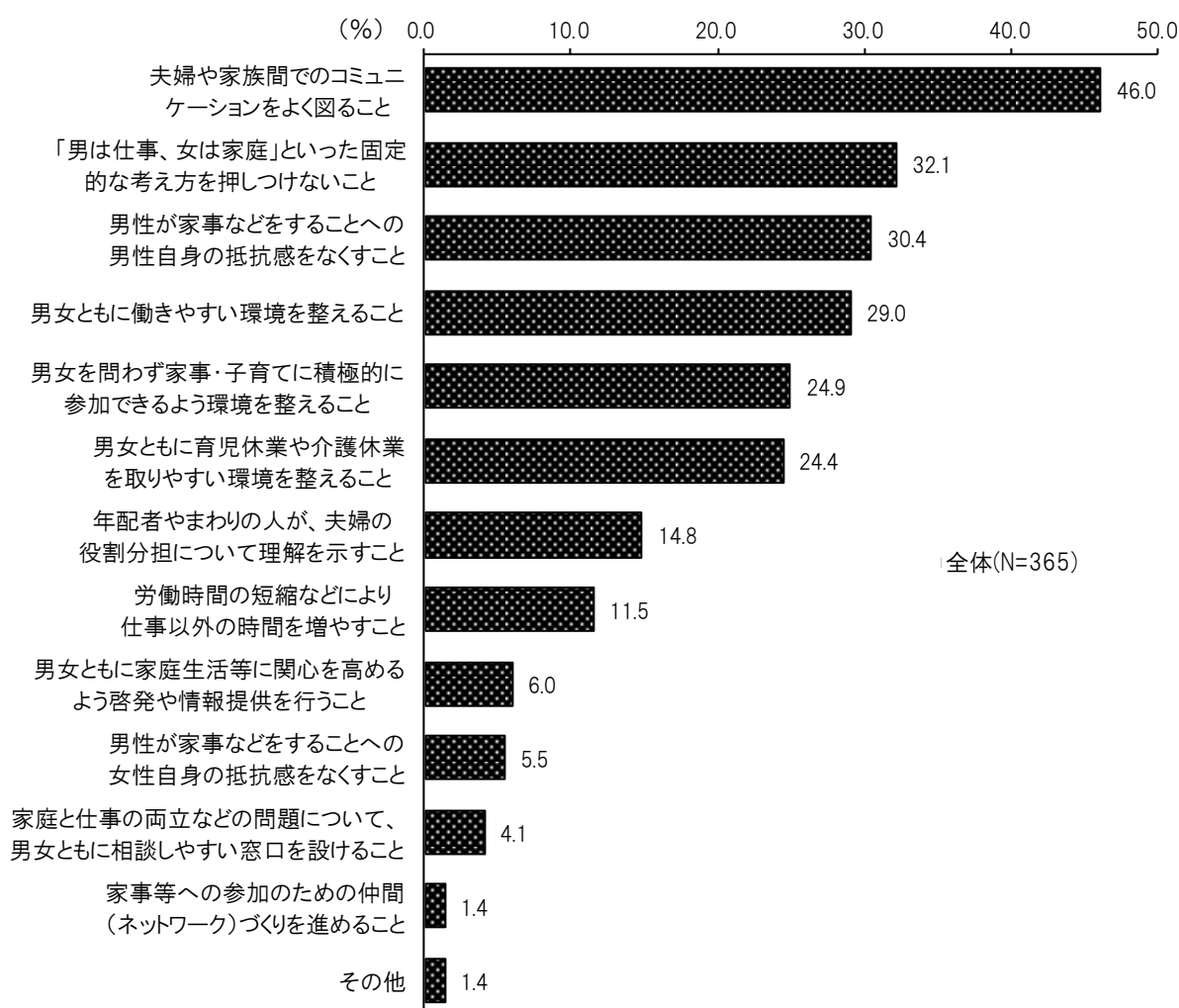
【現実】 全体(N=365)(%)	主に夫	主に妻	夫婦が 協力して	家族が 協力して	主に 子ども	その他 の人
①掃除・洗濯	1.6	63.3	17.5	9.9	0.0	2.5
②食事のしたく	1.6	74.0	10.1	7.1	0.0	2.5
③食後のかたづけ・食器洗い	2.7	56.2	21.1	12.1	0.3	2.2
④日常の家計の管理	5.5	63.0	20.8	2.2	0.0	2.2
⑤子育て(育児・しつけ)	0.5	31.8	46.6	9.9	0.0	1.6
⑥家族の介護や看護	0.3	31.5	29.0	25.2	0.0	4.1

※表中の網掛けは、各設問において回答割合が最も高い項目を示す。

先にみた結婚と家庭生活については「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画すべきである」という意見への賛同意識は非常に高くみられました（19 ページグラフ参照）。

さらに、男女がともに子育てや介護などに積極的に参加するために必要と思うこととしては、夫婦や家族間のコミュニケーションをはじめ、固定的な性別役割分担意識の払拭、男女がともに家事などに参加しやすい環境づくりなどが求められています。

◆男女がともに子育てや介護などに積極的に参加するために必要と思うこと（問 33）◆



■ 取り組みの方向

- 仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど、様々な施策に取り組みます。
- 男女がともに協力して家庭生活を送ることができるよう、男性の家事への参加を促進し、性別役割分担の解消を目指します。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	○適切な仕事時間と生活時間の配分、家事・育児についての男女の適切な役割分担など、ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、講演会や広報等を通じて、事業所等に対する周知・啓発を行います。	住民課 産業推進室
仕事と家庭の両立についての講座・講習会の開催	○仕事と家庭生活（家事・育児・介護等）の両立についての講座や講習会等を開催し、意識の改革と知識の習得・促進を図ります。	総務課 住民課
働きやすい職場環境の整備	○仕事と家庭生活の両立が図られるよう、子育て支援に係る事業を推進するとともに、男女の育児休業取得促進など、働きやすい職場環境の整備について、事業所に対して周知・啓発を行います。	総務課 健康福祉課 産業推進室
多様な保育サービスの充実	○多様な保育ニーズへの対応を図るため、子ども・子育て支援事業計画との連携・調整を図り、内容や体制の充実を図ります。	健康福祉課
高齢者の自立等支援	○「黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者及び家族介護者を対象に、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援を実施します。	健康福祉課
障がい者の自立等支援	○障がい者や障がい児の保護者、または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護等の援助を行うことにより、自立した社会生活を営むことができるよう支援します。	健康福祉課
学習機会と情報の提供	○男女が対等に家庭の責任を果たしていけるよう、生涯学習活動などを通じた学習機会と情報の提供を進めます。	教育委員会
男性向けの育児・料理・介護教室等の開催	○家事に対する性別役割分担の解消を目指し、男性の家庭における家事への参加を促進するため、育児・料理・介護教室等を開催します。	健康福祉課

【4】地域社会における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

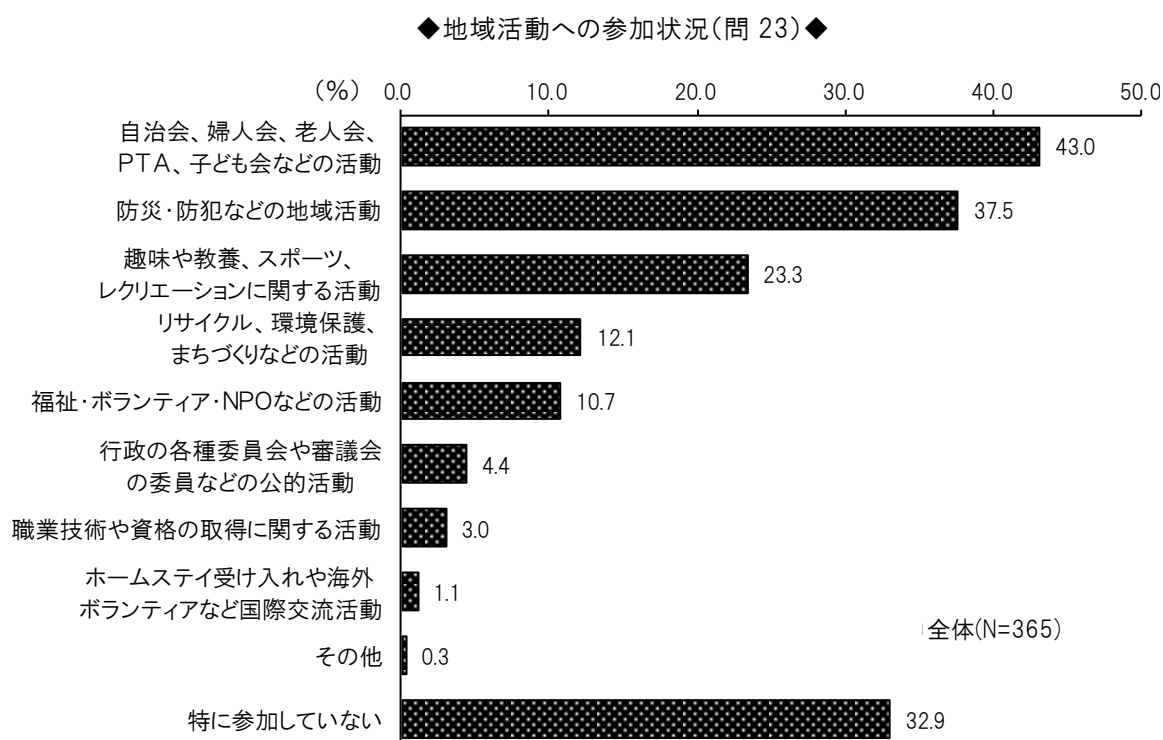
少子高齢化や小家族化の進行、地域における人間関係の希薄化など生活環境の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

本格的な地方分権改革の時代を迎えた今、国の第3次男女共同参画基本計画では、「地域・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が定められるなど、地域社会の様々な活動の場面において男女共同参画の重要性は高まっており、積極的な取り組みを視野に入れる必要があります。

近年、国内では、大地震や土砂災害、台風や大雪、竜巻など、様々な自然災害が頻発しています。自然災害が発生した時には、高齢者をはじめ障がい者、女性や子ども、病人など災害弱者になりやすい人は、避難活動や被災後の生活などに、より多くの困難を抱えます。

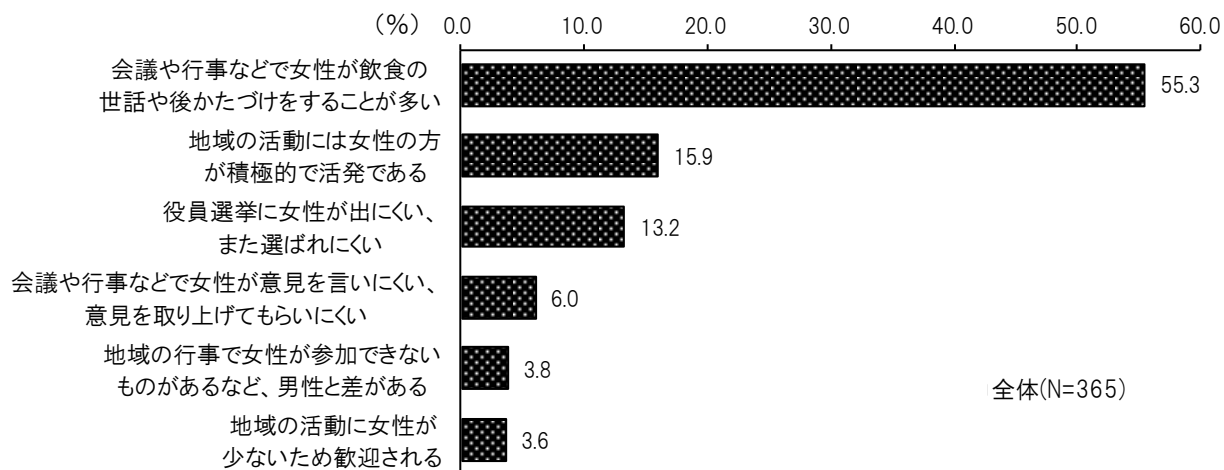
平成23年3月に発生した東日本大震災では、改めて、家族の絆や人と人の絆の大切さを再認識するとともに、地域の結束力の重要性が問われました。防災意識の高まりとともに、「防災の現場には女性の目線が必要である」という視点も浮き彫りになりました。また、平成24年3月に国が公表した南海トラフ巨大地震の新想定では、本町に「最大震度7、最大津波高34メートル」という日本一厳しい想定が出されました。必ず来ると予想されている南海トラフ地震に備え、地域住民と行政が一体となって、防災対策に取り組む必要があります。

アンケート調査結果では、地域活動への参加は「自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会などの活動」「防災・防犯などの地域活動」が中心となっていますが、およそ3人に1人は「特に参加していない」と回答しています。



地域活動における男女間格差としては、「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」など、本来の地域活動以外の役割を女性が分担しているケースが目立ちます。

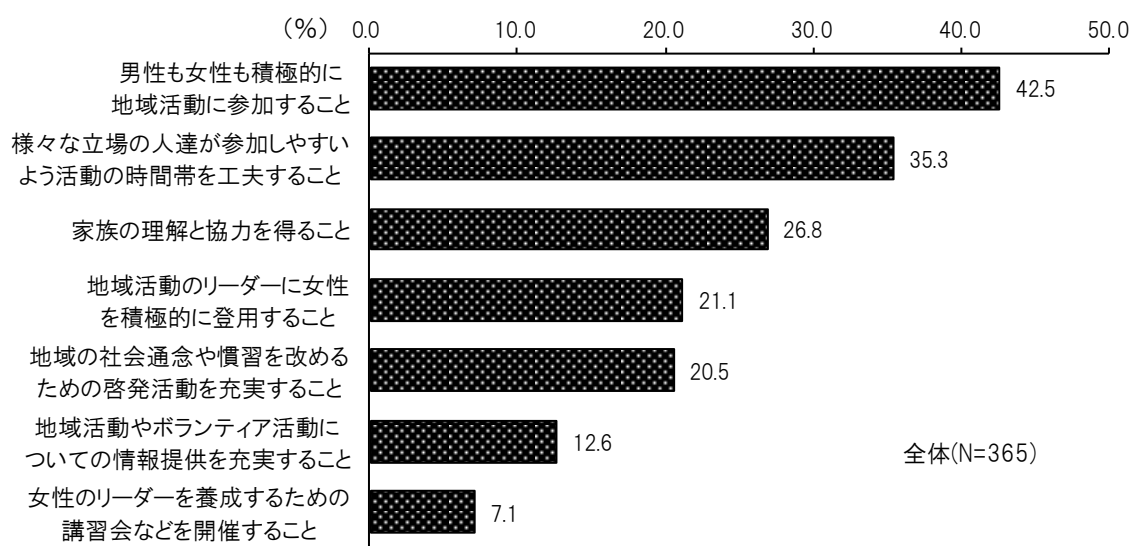
◆地域活動における男女間格差(問 24)◆



注: 上位項目を抜粋

また、地域活動において必要と思うこととしては、男性も女性も積極的に地域活動に参加することや、様々な人が参加しやすい時間帯への工夫、家族の理解と協力、地域活動のリーダーへの女性の積極的な登用などが重視されています。

◆地域活動において必要と思うこと(問 25)◆



注: 上位項目を抜粋

地域活動においては、性別や年齢、職業にかかわらず、誰でも参加しやすく、誰もが活躍できる場を広げる必要があります。また、家庭内や地域において、男女間のコミュニケーションを図ることにより、相互理解や相互信頼を深めることが重要です。

■ 取り組みの方向

- 男女がともに主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。
- 防災組織等への女性の参画促進に努め、女性の視点も取り入れた防災活動を推進します。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
まちづくりへの参画支援	○男女がともに、地域おこしやまちづくりに参画しやすいよう、関係機関・団体等と連携し、情報提供などの支援を行います。	総務課
地域活動への女性参画の推進	○地域活動に女性の視点を取り入れ、活性化させるために、自治会など地域団体における女性リーダーの登用を促進します。	総務課 地域住民課
地域住民との協働による男女共同参画事業の推進	○地域住民との協働による活動等を通して、地域における男女共同参画推進体制の充実・強化を図ります。	総務課
男女共同参画の視点に立ったボランティアの育成・活動支援	○地域の様々なボランティア活動等への支援を行うとともに、男女共同参画の視点に立った活動を呼びかけます。	健康福祉課
女性の視点を生かしたまちづくりの推進	○まちづくりのための計画の策定や更新にあたって、女性の視点を生かす機会を充実し、計画に反映させます。	総務課 まちづくり課
女性の自主防災組織や防火クラブ等の編成	○女性の自主防災組織や女性防火クラブ等の編成、避難所の運営などに、女性の視点や意見を生かした取り組みを促進します。	情報防災課

施策名	取り組み内容	主な担当課
防災活動等への女性の参加促進	○地区女性団体による防災訓練や避難訓練、防災学習会を開催し、より多くの女性に、防災についての意識を高める機会を提供します。	情報防災課
性差に配慮した防災・災害復興体制の推進	○防災計画や防災マニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進します。	情報防災課
「人・農地プラン」の推進	○地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体の確保、農地の集積、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについて検討を行います。 ○検討会メンバーのおおむね3割を女性委員とします。	農業振興課
女性農業委員の活動促進	○農業委員会では多様な活動の展開や地域農業の活性化に向け、熱意と行動力のある女性、青年農業者、認定農業者などの多様な人材の農業委員への登用を促す環境づくりに努めます。 ○女性農業委員を中心に、町内の小学校で食育推進活動を実施します。	農業委員会
国際交流の推進	○国際交流活動を通して、地域における男女共同参画の視点に立った国際理解の向上と、時代に即した国際的な人材の育成に努めます。	総務課 教育委員会

【基本目標3】

ともに安心して暮らせるまちづくり

【1】生涯を通じた男女の健康づくり

■ 現状と課題

近年、わが国の平均寿命は大幅に伸長し、世界有数の長寿国となりました。しかし、少子高齢化の進行とともに、がんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病の増加や、寝たきりになる人、あるいは認知症により見守りを必要とする人なども増加しており、大きな社会問題となっています。

本町では、平成25年3月に「黒潮町健康増進計画・食育推進計画2013－2022」を策定しており、住民の健康づくり・食育を積極的に推進しています。

生涯を通じて健康に生きることは、人々の共通の願いですが、特に女性の場合は男性に比べ、妊娠や出産、思春期・更年期等のライフステージごとの心身の状況や生活の変化も大きく、健康づくりには十分に留意する必要があります。

誰もが健康で、安心して自立した生活を送ることができるように、性差やライフステージに配慮した健康づくりへの取り組みが必要です。

■ 取り組みの方向

- 「黒潮町健康増進計画・食育推進計画2013－2022」に基づき、男女ともに、生涯を通じ性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。
- 妊娠や出産、育児に関わる適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な対策を推進します。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
妊娠・出産・育児等に関する支援	○安心して出産できるよう妊婦健診の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児等に関する相談や指導を行います。 ○妊婦一般健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見、疾病等の発症予防に努め、安心・安全な出産・育児を支援します。	健康福祉課
疾病予防・早期発見の充実	○がんや生活習慣病などの疾病の予防、早期発見を推進します。 ○がん検診等において、女性が受診しやすい環境づくりに努めます。	健康福祉課

施策名	取り組み内容	主な担当課
健康教育・相談等の充実	○「黒潮町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施します。	健康福祉課
高齢者の健康づくり	○住民に対して介護保険制度についての情報提供を行うとともに、介護保険に関する問合せや、サービスの利用方法、軽減措置などについての相談に対応します。 ○中～高齢期の健康づくりのため、学習や相談機会の提供に努めます。 ○骨粗しょう症予防のため、骨密度測定や健康教室を実施します。	健康福祉課
心の健康づくりの推進	○心の健康づくりをテーマとした講演会、相談等を通じて住民の心身の健康維持・増進に努めます。 ○自殺防止に関する関係機関とのネットワークの強化を図ります。	健康福祉課
性感染症予防についての広報・啓発	○H I V／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及や予防についての広報・啓発活動及び情報提供を実施します。	健康福祉課
健康への悪影響についての意識啓発	○薬物乱用や喫煙、飲酒等の人体への影響についての情報を提供し、乱用防止の普及啓発を進めます。	健康福祉課
総合的な食育の推進	○食生活改善推進員を育成し、地域での食育活動を支援します。	健康福祉課
メディアを通じた健康づくりの啓発	○周産期医療・保健・福祉・子育てに関する様々な健康関連情報について、I W K T Vや広報やホームページ等を通して広く住民に提供します。 ○I W K T Vの番組等を通じて、食の大切さの啓発や、健康情報の提供に努めます。	健康福祉課
黒潮町地域子育て支援センター	○子育てに関する悩みを気軽に相談できるなど、地域における総合的な子育て支援を行う拠点として、様々な活動を推進するとともに、地域におけるコミュニケーションづくりの拠点としての機能の充実を図ります。	健康福祉課

【2】男女がともに支え合う福祉環境づくり

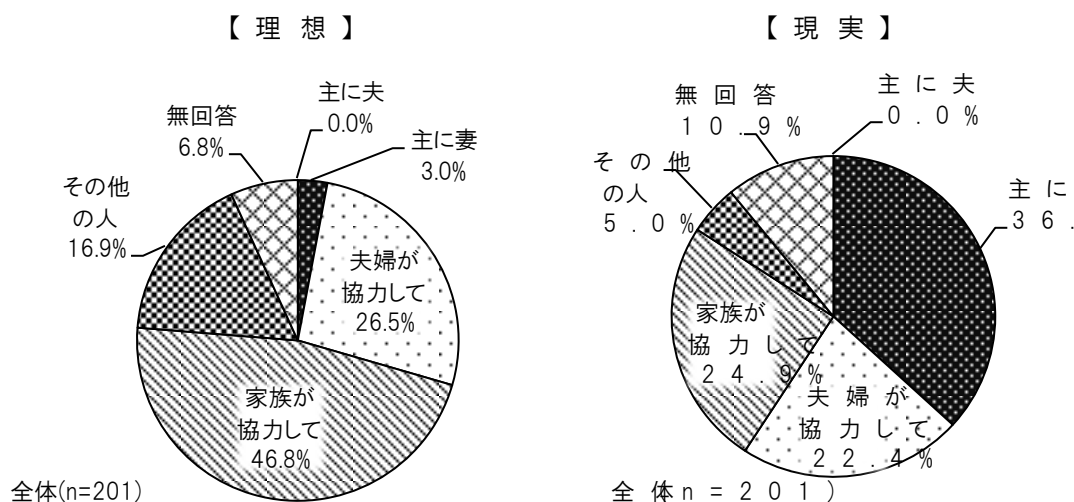
■ 現状と課題

本町においても少子高齢化が進行し、高齢化率は平成25年で36.7%と、4割近くにまで達しており、今後も高齢化が進行していくと予測されます。そのため、今後、介護や高齢者福祉施策はますます重要になっています。

アンケート調査結果では、先にみた「結婚と家庭生活についての意識」に関する考え方として、「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画すべきである」への賛成意識は非常に高くなっています（19ページグラフ参照）。

また、家庭内の仕事の分担の中で「家族の介護や看護」についてみると、夫婦あるいは家族が協力して行うことが理想である割合が圧倒的に高くなっていますが、実際の分担は「主に妻」が担っている割合が最も高くなっています。

◆再掲／家事の分担【理想と現実】（問21・問22⑥家族の介護や看護）◆



また、女性が働く上で支障となることの一つとして、「高齢者等家族の世話の負担が大きいこと」が4割みられました（28ページグラフ参照）。

在宅介護の負担が女性に偏らないよう、介護も男女がともに担うことの啓発や介護知識の普及を図る必要があります。

さらに、昨今では、高齢者介護の問題のみならず、ひとり親家庭や障がい者、生活困窮者や外国人など、社会・経済情勢の急速な変化などに伴う、様々な場面で支援が必要な人がいます。そのような人たちが特に女性である場合、さらに複合的に困難な状態に置かれやすいことから、福祉の視点のみならず、男女共同参画の視点に立った適切な支援が必要です。

■ 取り組みの方向

- 在宅での介護などの不安を軽減し、男女がともに参画できるよう、情報提供や相談機能の充実に努めます。
- 障がいのある男女の自立や権利を擁護し、関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。
- 様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
地域における福祉の見守り体制の整備	○民生委員の協力のもと高齢者実態調査を行い、支援の必要性の有無等について把握を行い、適切なサービスに結び付ける等の支援を行います。 ○一人暮らしや高齢者世帯、障がい者など、要援護者台帳登録者について、連携して見守り活動を推進します。 ○地域での見守り体制の構築やコミュニティの強化を目的として、黄色い旗運動の活動を支援します。	健康福祉課
高齢者の自立支援	○「黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施します。 ○介護予防をはじめ、地域ケア個別会議を開催し、多職種によるケアマネジメントを行い、自立に向けての支援内容を検討します。 ○高齢者の自立支援に向けて、ケアマネジャーの資質向上に努めます。	健康福祉課
認知症対策の推進	○認知症に関する講演会や、認知症サポーター養成講座、認知症の人を抱える家族の座談会などを開催し、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。	健康福祉課
高齢者の権利擁護の推進	○高齢者虐待対応については、「高齢者虐待防止法」に基づき、関係機関等とのネットワークの構築を図り、予防と早期発見に努めます。 ○成年後見制度や福祉サービス利用援助事業が必要な方に、適切に活用できるように支援します。	健康福祉課

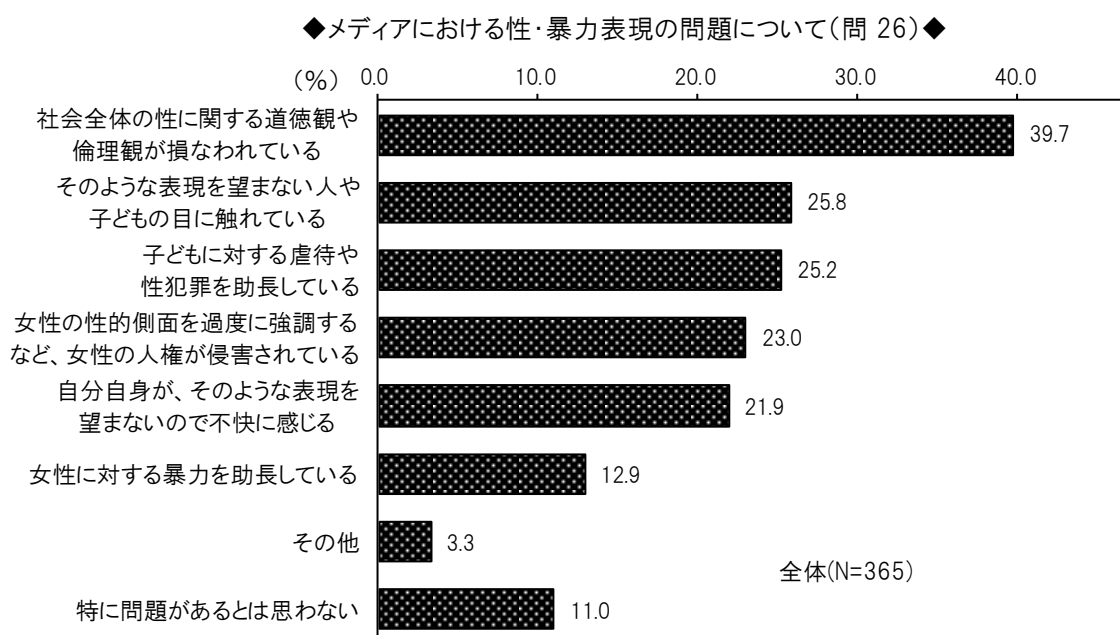
施策名	取り組み内容	主な担当課
ネットワーク体制の充実	○一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、地域での支え合い体制づくりを強化します。 ○障がい者虐待防止のため、相談窓口を整備し、相談支援体制の充実を図ります。 ○あったかふれあいセンターなどを活用して、障がい者をはじめ、子どもから高齢者にいたるまで誰もが気軽に集える場所を提供します。	健康福祉課
障がい者の自立支援	○「障がい者計画及び障害福祉計画」に基づき、各種支援サービスを実施します。 ○バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実した、アクセスフリーの地域づくりを推進します。	健康福祉課 総務課 まちづくり課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	○災害時に一人で避難することが難しく、避難のために特に支援を必要とする方の名簿の作成を行い、災害時の避難支援だけでなく、日頃の見守り活動等にも活用します。 ○個別計画(避難計画)の作成を推進し、具体的な避難支援について検討します。	健康福祉課 情報防災課
防災活動における関係機関との連携	○日常の見守り活動とあわせて、関係課や消防署等関係機関・団体等との連携を図り、災害時における地域の支援体制の構築に努めます。	情報防災課
ひとり親家庭等を支援する相談体制の充実	○ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強化を図ります。	健康福祉課
生活困窮世帯等への支援	○職業能力の開発のための支援や、教育訓練期間中の生活費負担の軽減など、関係機関・団体等と連携して、自立に必要な支援を行います。	健康福祉課
福祉のまちづくり	○事業所や関連機関・団体等と連携し、公共施設及び民間施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ○子育て世帯や高齢者・障がい者に適応した居住環境の整備を推進します。	総務課 まちづくり課

【3】あらゆる暴力と虐待の根絶

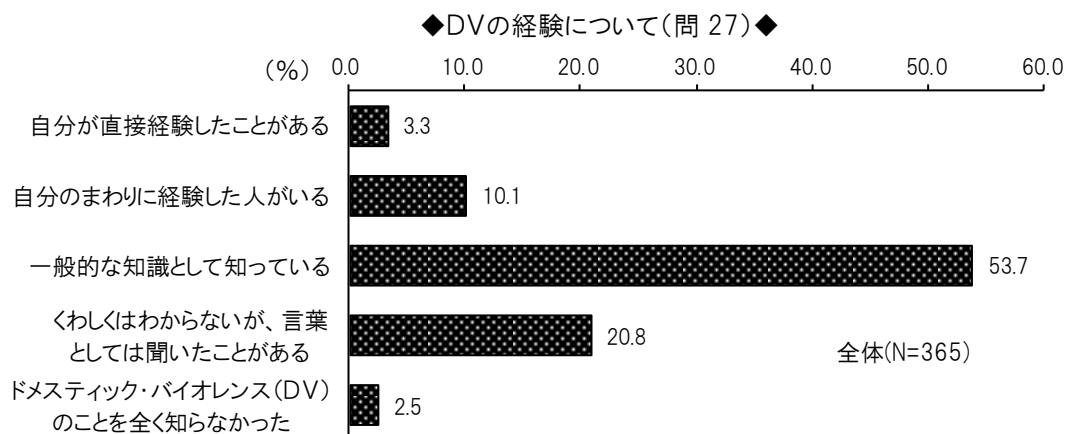
■ 現状と課題

配偶者やパートナーによる暴力である「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）」や、恋人同士などの間で発生するデートDVなどが社会問題化してから、長い期間が経過しています。しかし、依然としてこれらの行為が減る状況にはなく、男女間のみならず児童や高齢者等を対象とした虐待や、異性に対するストーカー行為など、様々な暴力行為が発生しています。

アンケート調査結果では、メディアにおける性・暴力表現の問題については、道徳観や倫理観が損なわれていることをはじめ、子どもへの悪影響を指摘する回答が主流となっています。

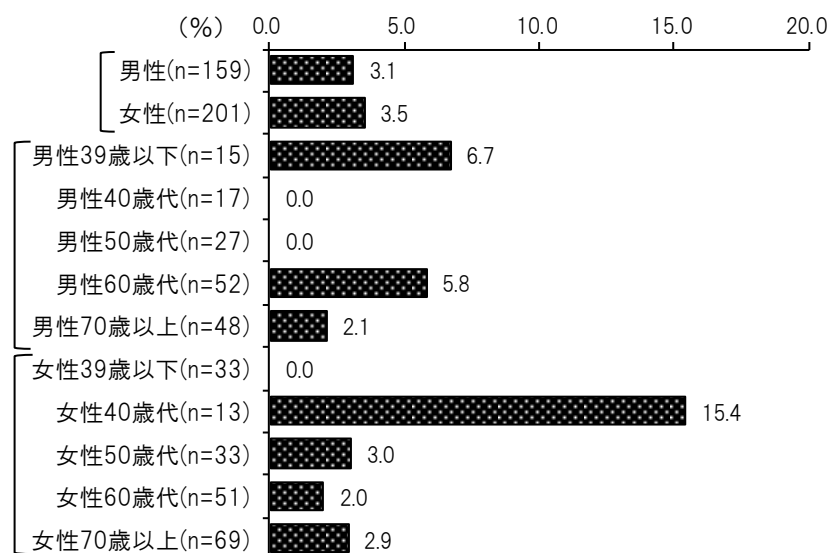


DVについては、過半数の人が「一般的な知識として知っている」と回答していますが、DVを経験した人は3.3%、まわりに経験者がいる人が10.1%となっています。



特に、女性の40歳代でDVを直接経験した割合が15.4%と、他の年齢層に比べて高いことが特徴です。

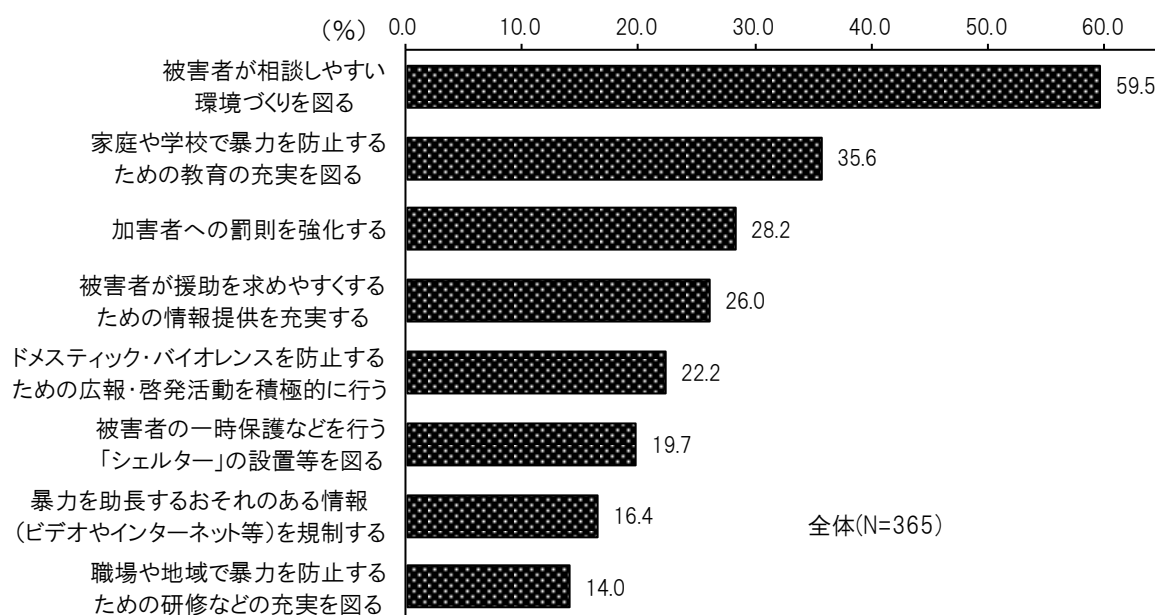
◆性別・年齢別にみた「(DVを)自分が直接経験したことがある」割合(問27)◆



DVの相談先としては、「家族や親戚」が多く、次いで「友人や知人」となっている一方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」割合も3割と高く、その理由としては「相談しても無駄だと思ったから」という意見が多くなっています。

また、DV防止に必要とされていることとして、被害者が「相談しやすい」環境づくりであり、次いで、家庭や学校での教育、加害者への罰則強化などが求められています。

◆DVを防ぐために必要と思うこと(問30)◆



注: 上位項目を抜粋

性別を問わず、暴力行為は人権の侵害です。人権の尊重は生命の尊重でもあり、これらの暴力の根絶に向けて取り組むとともに、安心して生活できる環境を整備する必要があります。

■ 取り組みの方向

- 家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のための広報・啓発を推進します。
- デートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの人権意識の教育と併せて、様々な機会を通じた広報・啓発活動を推進します。
- DV被害者等に対する、安心できる支援体制づくりの構築が必要であり、そのための関係機関との連携を強化します。

■ 具体的な取り組み

施策名	取り組み内容	主な担当課
暴力の根絶を目指した広報・啓発活動	○男女間の暴力（DV）を無くす運動を、広報やホームページ等への掲載、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。 ○公共施設等に、DV防止に関するポスター掲示や相談先のカードを配置するなど、周知・啓発を図ります。	住民課
暴力防止のための学習機会の充実	○研修会や講演会等を通じて、男女間の暴力（DV）をはじめ、人権尊重や男女共同参画社会の実現に向けた基本的な知識や考え方を習得するための学習機会の充実に努めます。	住民課 教育委員会
ストーカー被害等の防止	○特定の異性に対してつきまとうストーカー行為や、デートDV等の防止について、広報やホームページ等による啓発・周知に努めます。	住民課
相談窓口体制の充実	○相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めます。	住民課
関係団体との連携と被害者支援の充実	○DV被害者の自立に向けて、関係各課、県や関係機関との連携により、利用可能な制度や手続きの支援を行います。 ○要保護児童対策地域協議会において、関係機関等との連携により協議し、親も子も支援を行います。	住民課 健康福祉課

施策名	取り組み内容	主な担当課
子どもの人権問題 啓発	○児童虐待予防の一つとして、町の行事等の機会を通じて、地域での見守り、地域の繋がりの大切さなどをPRします。また、通告・通報についての協力も啓発します。	健康福祉課 住民課

◆参考／女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク◆



夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。

このマークは女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

第5章 計画の推進にあたって

1. 庁内関係部署・関係機関等との連携

男女共同参画の施策分野は、多岐にわたります。本計画の推進にあたっては、男女共同参画の意識啓発や、諸問題への適切な対応のために、庁内関係部署との連携が欠かせません。また、庁内のみならず、国や県、周辺市町村との連携・調整を図るなど、様々な取り組みを推進します。

2. 町職員の男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画社会の実現に向け、町職員は住民の模範的存在となることが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務や地域活動等にあたることができるように、男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発や研修に取り組みます。

3. 地域住民・団体等との連携

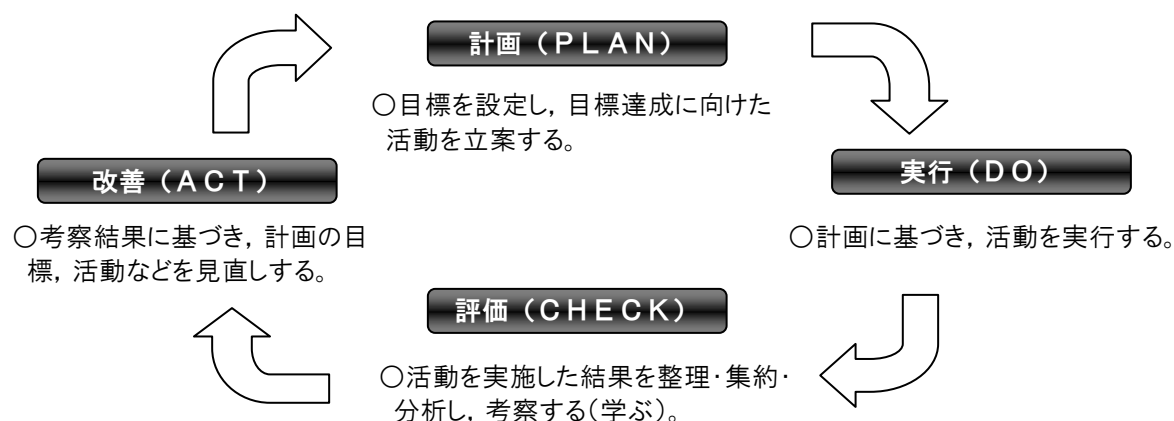
男女共同参画の推進は、住民や企業、関係機関、各種団体やマスメディア、ボランティア団体などによる自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、広報や情報提供を通じて、より幅広い参加を促進します。

4. 計画の進行管理

計画期間の最終年度である平成 31 年度の見直し作業においては、本計画に定めた内容を点検し、評価しておくことが必要です。

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACT）に基づく進行管理（PDCAサイクル）の考え方に基づき、常に改善を図ります。また、部署間の連携や調整を図り、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

◆参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



1. 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 23 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則 省略

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

最終改正：平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

（第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て）

- 第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

3. 高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県条例第 60 号

前文

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画を推進する取組（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に実施する責務を有します。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等と共にかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第 3 章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第 4 章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

- 2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。
- 3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。
- 4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。
- 5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議（以下「参画会議」といいます。）を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。
- 3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められているうち男女共同参画プランは、第 7 条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

（地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正）

3 地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表 第 2 中「女性相談員」を「女性相談員男女共同参画苦情調整委員」に改める。

4. 黒潮町人権尊重のまちづくり条例

平成26年9月18日

条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重されるまちづくりのため、町及び町民（町内に在住する個人並びに町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権などあらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権を尊重するまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する人権施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりを目指し、人権施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、人権を尊重するまちづくりのため、学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努め、差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策を推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(黒潮町人権尊重のまちづくり協議会)

第8条 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、黒潮町人権尊重のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（黒潮町人権対策審議会条例の廃止）

2 黒潮町人権対策審議会条例（平成１８年黒潮町条例第１２２号）は、廃止する。

5. 黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(平成26年11月25日告示第85号2)

(設置)

第1条 黒潮町男女共同参画計画を策定するため、黒潮町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 黒潮町男女共同参画計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 男女共同参画に関し、知識・経験を有する者

(2) 一般住民及び各種団体の代表者等

(3) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、黒潮町男女共同参画計画の策定が完了するまでとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

6. 黒潮町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

【委員】

◎委員長 ○副委員長

N0	氏 名	種 別	分 野	所 属
1	◎ 秋田 篤子	一般住民及び各種団体代表者等	住民代表	黒潮町婦人連合会副会長
2	○ 山下 俊之	一般住民及び各種団体代表者等	福祉	黒潮町社会福祉協議会事務局長
3	浜田 佐恵	有識者	教育	黒潮町教育委員
4	宮地 葉子	有識者	議会	黒潮町議会議員
5	山下 鹿男	一般住民及び各種団体代表者等	住民代表	黒潮町区長会副会長
6	吉門 綾子	一般住民及び各種団体代表者等	住民代表	黒潮町保育所保護者会連合会会長
7	松本 昌子	一般住民及び各種団体代表者等	住民代表	かきせ川地域づくり協議会会計
8	川崎 健太郎	一般住民及び各種団体代表者等	住民代表	黒潮町人権尊重のまちづくり協議会委員
9	村上 弓恵	一般住民及び各種団体代表者等	住民代表	黒潮町民生委員
10	小橋 英治	一般住民及び各種団体代表者等	産業	J A 高知はた大方支所長
11	広井 紳一	一般住民及び各種団体代表者等	教育	黒潮町小・中学校校長会会長
12	柿内 靖	町職員	行政	黒潮町役場職員

【アドバイザー】

N0	氏 名	所 属
13	森 昭浩	高知県 文化生活部 県民生活・男女共同参画課

【事務局】

N0	氏 名	所 属
14	武政 登	黒潮町役場 総務課長
15	青木 浩明	黒潮町役場 総務課長補佐 兼 企画振興係長
16	福岡 和加	黒潮町役場 総務課 企画振興係
17	奥谷 佐恵	黒潮町役場 住民課 人権啓発係長

黒潮町男女共同参画計画

発 行 行／平成 27 年（2015 年）3 月
発 行 者／高知県黒潮町
問 合 せ 先／黒潮町役場 総務課 企画振興係
〒789-1992
高知県幡多郡黒潮町入野 2 0 1 9－1
T E L （0 8 8 0）4 3－2 1 7 7
F A X （0 8 8 0）4 3－2 7 8 8
